

**地方公共団体実行計画（区域施策編）
策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）**

（素案）

令和 年 月
環 境 省
大臣官房 環境計画課

用語集	vi
-----------	----

1. 制度趣旨	1
1-1. 制度趣旨	2
1-1-1. 制度の背景	2
1-1-2. 地域脱炭素化促進事業とは	4
1-1-3. 地域脱炭素化促進事業のフローと各主体の役割	6
1-1-4. 地域脱炭素化促進事業によるメリット	11
1-2. 地域脱炭素化促進事業に関する基本的な考え方	13
1-2-1. 地方公共団体実行計画（区域施策編）との対応	13
1-2-2. 再エネ導入拡大に向け、円滑な地域合意形成を促すポジティブゾーニング ..	14
1-2-3. 既存の事業が実施されている場所と促進区域の設定の関係	14
2. 実行計画（地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項）	15
2-1. 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の全体像	16
2-2. 事業の目標（第 21 条第 5 項第 1 号）	16
2-3. 事業の促進区域（第 21 条第 5 項第 2 号）	17
2-3-1. 促進区域設定の作業フロー	17
2-3-2. 具体的な設定方法の例	28
2-4. 都道府県による環境配慮基準（第 21 条第 6 項、第 7 項）	34
2-5. 地域脱炭素化促進施設の種類及び規模（第 21 条第 5 項第 3 号）	35
2-6. 事業における地域の脱炭素化の取組（第 21 条第 5 項第 4 号）(P)	36
2-7. 事業における地域の環境保全の取組（第 21 条第 5 項第 5 号イ）	38
2-8. 事業における地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組（第 21 条第 5 項第 5 号ロ）	40
2-9. その他実行計画に関する留意点	45
2-9-1. 都道府県と市町村との調整	45
2-9-2. 区域施策編の作成・環境配慮基準の設定の有無に関する留意点	45
2-9-3. 地域脱炭素化促進事業の実施領域に関する留意点	46
2-9-4. 区域施策編・促進区域の共同設定に関する留意点	46
2-9-5. 既存の再エネに関する条例との関係性の整理について	47
3. 農山漁村再エネ法の特例	48
3-1. 農山漁村再エネ法の特例の内容	49
4. 地方公共団体実行計画協議会	50
4-1. 地方公共団体実行計画協議会	51
4-1-1. 地方公共団体実行計画協議会とは	51
4-2. 協議会の構成員	53
4-3. 協議会の運用方法	56

4-3-1. 運営主体	56
4-3-2. 協議会運営の方針	56
4-3-3. 協議会を設置しない場合の措置	57
4-4. 合意形成に係る留意事項	58
5. 地域脱炭素化促進事業計画の認定	63
5-1. 地域脱炭素化促進事業計画の事前手続き	64
5-2. 事業計画の内容	65
5-3. 事業計画の認定基準	67
5-4. 事業計画に係る関係行政機関との協議手続き	69
5-4-1. 事業計画の認定業務について	69
5-5. 事業計画の認定後の通知・公表手続き	71
5-6. その他の留意事項	72
6. 地域脱炭素化促進事業者の変更・取消し	73
6-1. 地域脱炭素化促進事業者の変更・認定手続きフローについて	74
6-2. 他制度における変更手続きとの整合性	77
6-3. 取り消し基準	77
6-3-1. 取り消し時の措置	78
7. 地域脱炭素化促進事業計画の認定の特例	79
8. 認定事業に対する特例	81
8-1. 温泉法に関する特例	82
8-2. 森林法に関する特例	82
8-3. 農地法に関する特例	82
8-4. 自然公園法に関する特例	82
8-5. 河川法に関する特例について	82
8-6. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関する特例について	82
8-7. 環境影響評価法との関係性について	82
9. 市町村による報告の徴収、指導、助言	83
9-1. 報告の徴収、指導及び助言	84
9-1-1. 市町村による報告の徴収	84
9-1-2. 市町村による指導及び助言	84
10. 地域脱炭素化促進事業計画の作成【事業者様向け】	85
10-1. 地域脱炭素化促進事業計画の様式の解説	86
10-2. 認定事業計画に対する特例の解説	86
10-3. 事業計画の変更	86
11. 付録	87

11-1.	事務フロー図	88
11-2.	チェックリスト	88
11-3.	様式集.....	88
11-4.	Q&A 集	88
11-5.	関係法令リスト	88

用語集

表-1 本マニュアルでの略称

正式な又は正確を期すための 名称	略称	備考

1. 制度趣旨

本章では、地域脱炭素化促進事業の制度趣旨を説明します。

1.制度趣旨

1-1. 制度趣旨

1-1-1. 制度の背景

2020年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50パーセントの高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

2030年目標及び2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、地域の再生可能エネルギーの最大限の導入が求められています。一方で、再エネの導入に関しては、環境保全や社会的観点における懸念から、地域の住民・関係者からの反対が顕在化しています。具体的には景観の悪化や野生生物への悪影響、生態系の破壊、騒音の発生、温泉資源への影響等の環境トラブルや土砂災害等の災害といった様々な懸念や問題が生じていることも踏まえ、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全や、本来想定されている土地利用の在り方、その他の公益への配慮が必要となっています。一方、地域資源である再エネは、その活用の仕方によって、地域経済の活性化や、地域の防災力の向上など、地域を豊かにしうるものとなります。

令和2年度に開催された環境省「地球温暖化対策の推進に関する制度検討会」において、地域の脱炭素化の取組を促進するためには、地域資源である再エネの活用が重要であり、再エネ事業の地域社会との共生が課題となっていることも踏まえ、地域における合意形成の促進や地方公共団体による取組への支援等が必要であることが指摘されました。

このような背景の下、2021年10月に改正された地球温暖化対策推進法では、地方公共団体実行計画制度を拡充し、適正に環境に配慮し、地域のメリットにもつなげ、地域と共生することで、円滑な合意形成を図りながら、地域への再エネの導入拡大を図る地域脱炭素化促進事業に関する制度が盛り込まれました。

<参考：地球温暖化対策の推進に関する制度検討会>

令和2年度に開催された環境省「地球温暖化対策の推進に関する制度検討会」ではゼロカーボンシティを含めた地域の脱炭素化の取組を促進するためには、地域資源である再エネの活用が重要であり、再エネ事業の地域社会との共生が課題となっていることも踏まえ、地域における合意形成の促進や地方公共団体による取組への支援等が必要であることが指摘されていました。

制度的対応の方向性として、都道府県等の実行計画における施策実施目標の設定、協議会を用いた合意形成とともに環境保全・地域貢献に配慮した再エネを促進する区域の設定、再エネ事業者をワンストップ化支援する枠組みの構築等が示されました。

1.制度趣旨

このような議論を踏まえて、地球温暖化対策推進法の改正事項が検討されました。

○地球温暖化対策の更なる推進に向けた今後の制度的対応の方向性について（概要）

- ・実行計画の実効性向上の観点から、都道府県等の実行計画に、施策の実施に関する目標を設定することとすべき。
- ・合意形成促進のため、協議会を活用しつつ、①再エネを活用した脱炭素化プロジェクトの促進を検討するエリア、②地域の環境保全への配慮事項、③地域貢献等の地域経済・社会への配慮事項等を実行計画に位置づけ、当該配慮事項等に適合する事業を市町村が認定することができるような仕組みを導入し、併せて認定事業に対する関係許認可手続等のワンストップ化等の政策的な支援を行うべき。
- ・実行計画の共同策定や連携事例等の周知や情報・ツールの提供、人材育成等を行い、地方公共団体の取組を支援すべき。

1.制度趣旨

1-1-2. 地域脱炭素化促進事業とは

地域脱炭素化促進事業は、再生可能エネルギーを利用した地域の脱炭素化を行う施設の整備及び「地域の脱炭素化のための取組」を一体的に行う事業であり、「地域の環境の保全のための取組」及び「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」を併せて行うものとして定義されます。

地域脱炭素化促進施設とは、地域の自然的社会的条件に応じた再生可能エネルギーを利用する地域の脱炭素化のための施設のことを指し「再エネ発電設備」と「再エネ熱供給施設」の2つに大きく分類されます。

具体的にそれぞれに該当するエネルギー種は以下の通りです。

○地域脱炭素化促進事業の認定申請に関する省令案のイメージ

(地域脱炭素化促進施設)

再生可能エネルギーを電気として用いるための地域脱炭素化促進施設としては、再エネ特措法等の関連法令も踏まえ、原則として、以下に掲げる再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備とするべきである。

▶ 太陽光、風力、中小水力、地熱、バイオマス

再生可能エネルギーを熱として用いるための地域脱炭素化促進施設としては、地球温暖化対策計画やエネルギー基本計画等も踏まえ、原則として、以下に掲げる再生可能エネルギー熱を利用するための設備及びその附属設備とするべきである。

▶ 地熱、太陽熱、大気中の熱その他自然界に存する熱、バイオマス

再エネ発電設備、再エネ熱供給設備に附帯する設備又は施設であって、地域の脱炭素化の促進に資するものを含むべきである。

※なお、上記のいずれについても、再エネ海域利用法や港湾法等において規律される海域における洋上風力発電施設は対象外。

地域脱炭素化促進事業は、地域脱炭素化促進施設の整備に加えて3つの要素（取組）から構成されます。（図 1-1 エラー! 参照元が見つかりません。）

1.制度趣旨

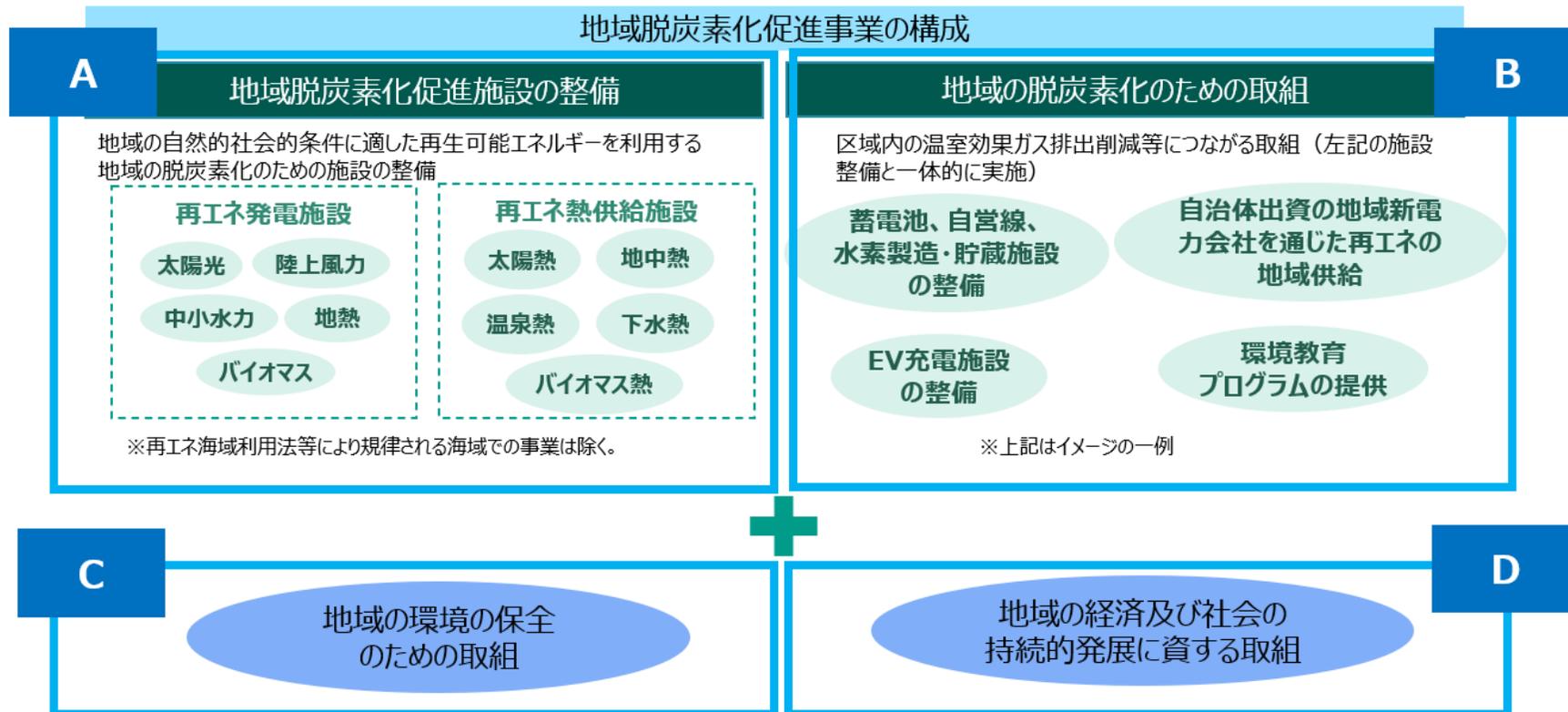


図 1-1 地域脱炭素化促進事業の構成

1.制度趣旨

1-1-3. 地域脱炭素化促進事業のフローと各主体の役割

地域脱炭素化促進事業のフローは図 1-2 に示すとおりです。

まず、市町村が地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定し、さらに地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めます。その中には、環境省令で定める国の基準、都道府県の環境配慮基準を基に促進区域を設定することも含まれます。

次に、当該計画を踏まえ、地域脱炭素化促進事業を実施しようとする事業者が地域脱炭素化促進事業計画を作成し、市町村に事業認定に係る申請を行います。認定基準に適合している場合、市町村は地域脱炭素化促進事業としての認定を行います。事業者は、その認定を受けることにより、関係許可等手続きのワンストップ化等の特例を受けることができます。実行計画（区域施策編）における地域脱炭素化促進事業の促進区域等や、地域脱炭素化促進事業計画の検討に当たっては、地方公共団体実行計画協議会を活用し、地域における合意形成を図りながら検討を進めていくことが望ましいです。

各主体の役割は以下のとおりです。

(1) 市町村

市町村は、地方公共団体実行計画において改正温対法第 21 条第 3 項各号に掲げる事項を定める場合においては、地域脱炭素化促進事業の促進に関する次に掲げる事項を定めるよう努めるものとします。

- 一 地域脱炭素化促進事業の目標
- 二 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）
- 三 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模
- 四 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に関する事項
- 五 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき次に掲げる取組に関する事項
 - イ 地域の環境の保全のための取組
 - ロ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

市町村の設定する促進区域は、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める基準に従い、かつ、都道府県が環境配慮基準を定めた場合にあっては、環境配慮基準に基づき、定めるものとします。

計画策定市町村は、地域脱炭素化促進事業を行おうとする者から地域脱炭素化促進事業計画の申請があった場合において、その申請に係る地域脱炭素化促進事業計画が認定要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとします。

計画策定市町村は、地域脱炭素化促進事業計画の認定をしようとする場合において、その

1.制度趣旨

申請に係る地域脱炭素化促進事業計画に記載された第二項四号の整備又は同項第五号の取組に係る行為がワンストップ特例を利用できる行為のいずれかに該当するときは、当該地域脱炭素化促進事業計画について、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議し、その同意を得なければなりません。

市町村は、その地方公共団体実行計画の策定に当たっては、都道府県の地方公共団体実行計画及び他の市町村の地方公共団体実行計画との整合性の確保を図るよう努めなければなりません。

(2) 都道府県

都道府県は地方公共団体実行計画において第三項第一号に掲げる事項として促進区域の設定に関する基準を定めることができます。

都道府県の基準は、環境省令で定めるところにより、同項の環境省令で定める基準に即して、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して定めるものとされています。

国及び都道府県は、市町村に対し、地方公共団体実行計画の策定及びその円滑かつ確実な実施に関し必要な情報提供、助言その他の援助を行うよう努めるものとされています。このため、特に、地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定等に係る人的、技術的なりソースが限られる地方公共団体における取組を支援すること等が求められます。

また、市町村における地方公共団体実行計画の策定及び地域脱炭素化促進事業の促進に当たって、都道府県は、市町村が組織する地方公共団体実行計画協議会に参加することも考えられます。

(3) 地方公共団体（都道府県・市町村共通）

都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずることとし、関係地方公共団体の意見を聴かなければなりません。

また、都道府県が地方公共団体実行計画において排出量削減の施策（第二十一条第三項各号）や都道府県基準（同条第六項）を定めようとする場合、又は市町村が地方公共団体実行計画において市町村が排出量削減の施策（同条第三項各号）、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項（同条第五項）を定めようとする場合において、第二十二条第一項に規定する地方公共団体実行計画協議会が組織されているときは、当該都道府県又は市町村は、これらの事項について当該地方公共団体実行計画協議会における協議をしなければなりません。

都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は温室効果ガスの排出の量の削減等に関し意見を述べるすることができます。

地方公共団体が、単独で又は当該地方公共団体以外の者と共同して地域脱炭素化促進事業計画を作成し、又は変更しようとするときは、当該地方公共団体と計画策定市町村の長と

1.制度趣旨

協議し、その協議が成立することをもって、認定がなされたものとみなされます。

(4) 事業者

地域脱炭素化促進事業を行おうとする者は、単独で又は共同して、地方公共団体実行計画協議会が組織されているときは当該地方公共団体実行計画協議会における協議を経て、環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、当該地域脱炭素化促進事業の実施に関する計画（以下「地域脱炭素化促進事業計画」という。）を作成し、地方公共団体実行計画（第二十一条第五項各号に掲げる事項が定められたものに限る。）を策定した市町村（以下「計画策定市町村」という。）の認定を申請することができます。

計画策定市町村により地域脱炭素化促進事業の認定を受けた認定地域脱炭素化促進事業者は、当該認定に係る地域脱炭素化促進事業計画を変更しようとするときは、地方公共団体実行計画協議会が組織されているときは当該地方公共団体実行計画協議会における協議を経て、環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、計画策定市町村の認定を受けなければなりません（ただし、環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りではありません）。

認定地域脱炭素化促進事業者は、環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を計画策定市町村に届け出なければなりません。

1.制度趣旨

(5) 地方公共団体実行計画協議会

地方公共団体実行計画を策定しようとする都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地方公共団体実行計画の策定及び実施に関し必要な協議を行うための協議会（以下「地方公共団体実行計画協議会」という。）を組織することができます。

主務大臣は、地方公共団体実行計画の策定が円滑に行われるように、第一項の地方公共団体実行計画協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言、資料の提供その他の協力を行うことができます。

地方公共団体実行計画協議会において協議が調った事項については、地方公共団体実行計画協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければなりません。

都道府県が地方公共団体実行計画において第三項各号に掲げる事項（第六項に規定する都道府県の基準を含む。）を定めようとする場合、又は市町村が地方公共団体実行計画において第三項各号若しくは第五項各号に掲げる事項を定めようとする場合において、第二十二條第一項に規定する地方公共団体実行計画協議会が組織されているときは、当該都道府県又は市町村は、これらの事項について当該地方公共団体実行計画協議会における協議をしなければなりません。

1. 制度趣旨

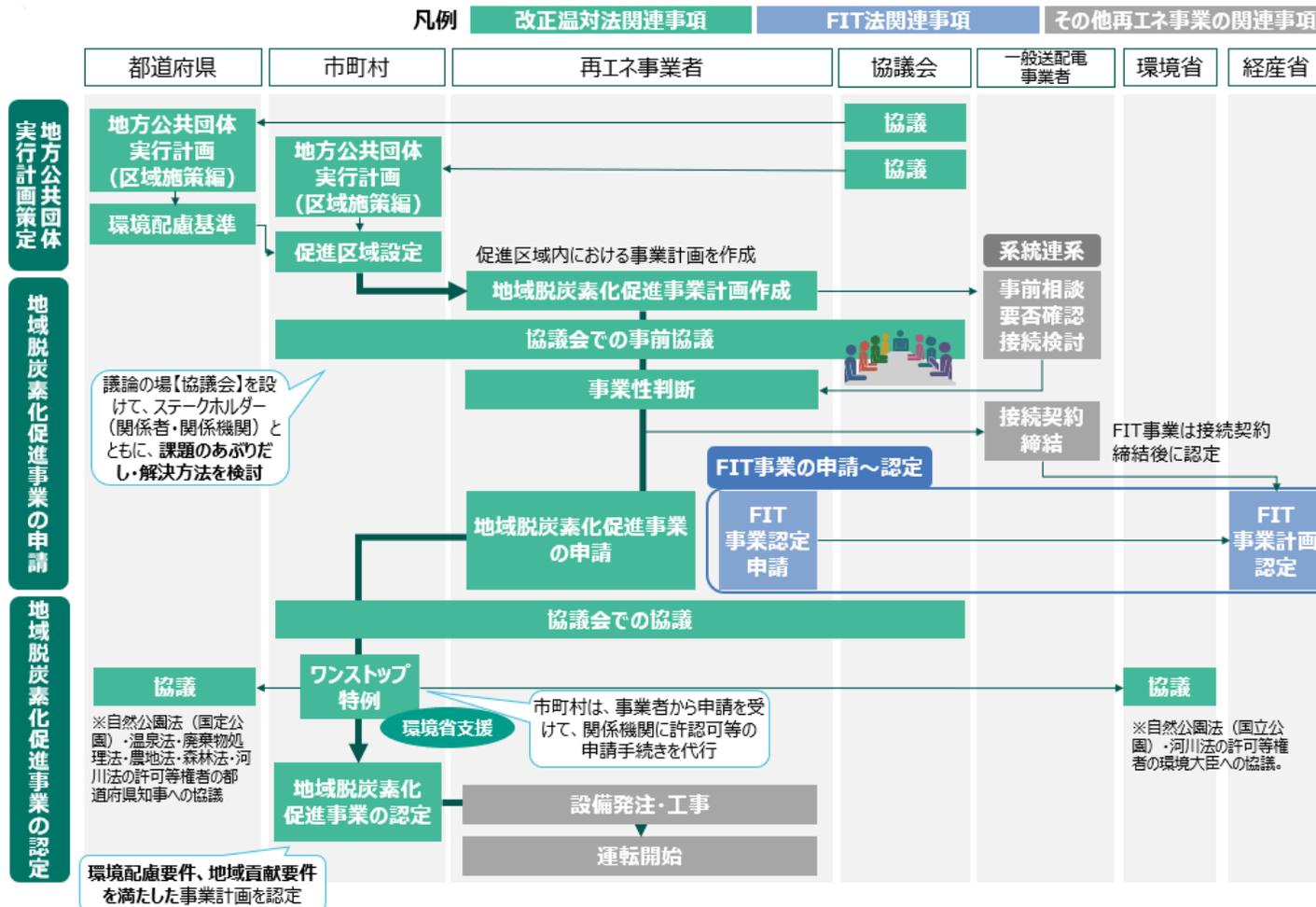


図 1-2 地域脱炭素化促進事業のフロー

1.制度趣旨

1-1-4. 地域脱炭素化促進事業によるメリット

(1) 地方公共団体と地域におけるメリット

地域脱炭素化促進事業の仕組みは、地域における合意形成を図りながら、地域の経済・社会的課題の解決に貢献し、地域の環境保全に適正に配慮する再生可能エネルギーを活用した事業を促進するものです。地域に裨益する再生可能エネルギーの導入を促進することができます、という点がこの制度の大きなメリットとなります。

市町村が促進区域を設定するに当たっては、あらかじめ地域の関係者・関係機関と合意形成を行うことが重要となりますが、このような合意形成を行うことにより、再エネ事業の予見可能性を高めることができます。

その他、**ワンストップ特例等の制度の仕組みを活用することにより、民間事業者の再エネ導入を支援することができること、活用できていなかった土地が活用できる可能性があること、促進区域を設定することで脱炭素化への積極的な地方公共団体内外へのアピールができること**などが考えられます。

促進区域内において事業者による地域脱炭素化促進事業が実施されることにより、コベネフィット、すなわち、温室効果ガスの排出抑制等と併せて地域が追求できる経済・社会的な便益により、区域の目指す将来像の実現に貢献していくことが期待されます。

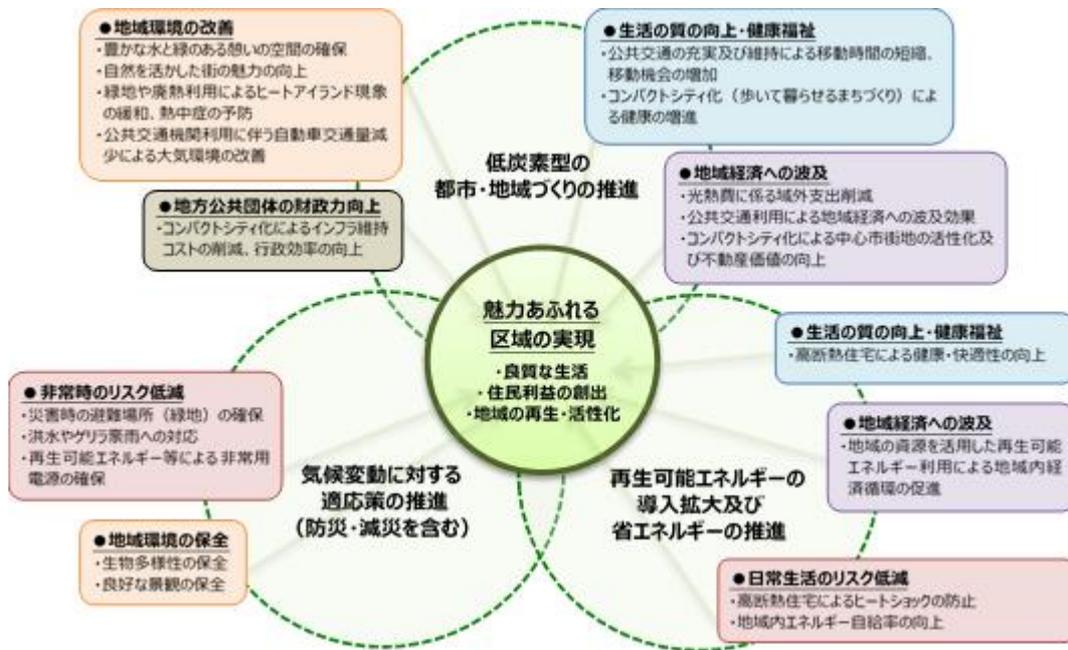


図 1-3 地球温暖化対策に伴うコベネフィットの例

(現行マニュアル本編 34P より)

1.制度趣旨

(2) 事業者におけるメリット

事業者にとっても、あらかじめ市町村が促進区域等を設定していることや、協議会等を通じた地域における合意形成を図ることにより、実施する事業の予見可能性が高まることがメリットとしてあげられます。

また、事業者が地域脱炭素化促進事業の制度を活用するメリットとして、地域脱炭素化促進事業の認定の申請を市町村に申請した際に、地域脱炭素化促進施設の整備及び地域の脱炭素化のための取組の内容が、対象となる行為に該当し、関係許可等権者の協議により、改正地球温暖化対策推進法に定める要件に該当すると認められる場合には、特例措置を受けることが出来ます。

具体的な特例措置の内容としては、温泉法、森林法、農地法、自然公園法、河川法、廃棄物処理法の許可等手続のワンストップ化や、環境影響評価法に基づく事業計画の早期立案段階における配慮書手続が適用されないことがあります。(改正温暖化対策推進法第 22 条の 5～第 22 条の 11)

表 1-1 ワンストップ特例の対象となる許認可等の手続

対象法令	特例の対象となる許認可等手続の概要	
	対象となる行為	許可等権者
温泉法	温泉を湧出させる目的での土地の掘削、湧出路の増掘等	都道府県知事の許可
森林法	民有林・保安林における土地形質変更等の開発	都道府県知事の許可
農地法	農地の転用、農用地（農地、採草放牧地）の所有権等の移転	都道府県知事等の許可
自然公園法	国立公園・国定公園内における 工作物の新築、土地の形状変更等の開発行為等	環境大臣（国立公園）、都道府県知事（ 国立公園、国定公園 ）の許可 ※特別地域における行為の場合 又は届出 ※普通地域における行為の場合
河川法	水利使用のために取水した流水を利用する発電（従属発電）のための流水の占用	河川管理者※への登録 ※国交大臣、都道府県知事又は指定都市の長
廃棄物処理法	廃棄物処理施設における熱回収施設の設置	都道府県知事等の認定 ※任意で熱回収認定を受けることができる
	指定区域内（処分場跡地）における土地形質変更	都道府県知事等への届出

1-2. 地域脱炭素化促進事業に関する基本的な考え方

1-2-1. 地方公共団体実行計画（区域施策編）との対応

地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を検討するに当たっては、実行計画（区域施策編）やその他の関連する行政計画との関係に留意することが重要です。実行計画（区域施策編）において位置づけられた区域の将来像、区域全体の温室効果ガス排出削減目標や、再生可能エネルギーの導入目標等を踏まえながら、それらの目標を実現するための施策として、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を検討していくことが基本的な考え方となります。とりわけ促進区域については、個別の再エネ事業の実施に先立ち、区域全体の再エネの導入目標等を踏まえながら、まちづくりの一環として区域全体を見渡し、どのようなエリアに再エネが導入されていくことが望ましいか、長期的な土地利用等のあり方も含めて検討していくことが重要です。

具体的に参照することが望ましい上位計画や関連計画、連携することが望ましいと想定される分野の部局については、本編の〇〇において参照して下さい。

http://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/data/manual_main_202103.pdf#page=42

また、エネルギーの供給側だけでなく需要側とセットで検討することや、時機に応じて見直すことも重要です。

1.制度趣旨

表 1-2 区域の温室効果ガス削減目標・再エネ目標と促進区域

		中期的な視点	長期的な視点
実行計画全体の目標	区域全体の削減目標	(国：2030年度46%、50%の高みを目指す) <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別の対策・施策の積み上げによる目標 ・ 長期の削減目標を踏まえた検討が必要 	(国：2050年カーボンニュートラル) <ul style="list-style-type: none"> ・ 目指すべき将来像としての目標 ・ 区域の将来のビジョン・絵姿と合わせた検討が必要
	施策実施に関する目標のうち再エネ目標(導入容量目標)(kW)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域のポテンシャルを踏まえつつ、区域全体の中期目標の達成のために必要な、個別の対策・施策の積み上げによる再エネ導入量 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の再エネポテンシャルを最大限活用することを念頭に設定される目標(対策・施策の積み上げによる目標ではない) ・ 区域の将来ビジョン・絵姿を踏まえつつ、再エネ導入による経済効果、他地域への貢献等を併せて検討することが重要
地域脱炭素化促進事業の目標等	促進区域(地域脱炭素化促進事業の対象となる区域)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中期的な再エネ目標を達成するための施策(事業)を実施する区域 ・ 長期的な広域区域ゾーニングを踏まえ、社会的制約等が少ない等のエリアが短期的には事業の可能性が高いと考えられる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長期的な区域全体の削減目標・将来ビジョン、再エネ目標を踏まえつつ区域における広域ゾーニングを行うことによって導出される区域
	地域脱炭素化促進事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 促進区域と一体的に検討がなされる中期的な再エネ目標を達成するための施策の一つである地域脱炭素化促進事業の目標(事業件数、導入容量、地域経済効果等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 促進区域と一体的に検討がなされる、長期的な再エネ目標を達成するための施策の一つである地域脱炭素化促進事業の目標(導入容量、地域経済効果等)

1-2-2. 再エネ導入拡大に向け、円滑な地域合意形成を促すポジティブゾーニング

温対法の法目的が地球温暖化対策の推進であることに鑑み、促進区域の法的性質は、禁止や抑制を図る区域の設定ではなく、市町村が再エネ導入を促進する区域を設定することを基本としています。

1-2-3. 既存の事業が実施されている場所と促進区域の設定の関係

既に再エネ事業が実施・計画されている地域において、当該地域が市町村により促進区域として設定された場合においても、こうした既存の事業の実施が妨げられることはありません。

2. 実行計画（地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項）

2. 実行計画（地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項）

本章では、地方公共団体実行計画（区域施策編）における地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を説明します。

2. 実行計画（地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項）

2-1. 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の全体像

市町村は、地方公共団体実行計画において、地域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項を定める場合、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めるよう努めることとされています。

＜地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項＞

- 地域脱炭素化促進事業の目標
- 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）
- 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模
- 地域の環境保全のための取組
- 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

2-2. 事業の目標（第21条第5項第1号）

実行計画における地域脱炭素化促進事業の目標は、実行計画における再エネ目標等の達成に資するよう、地域脱炭素化促進事業を計画的に推進するために、設定するものです。こうした観点からは、地域脱炭素化促進事業の目標として、例えば、促進区域設定数の見込みや事業認定件数の見込みといった事業そのものの量の目標を設定することが考えられます。その際、事業の実施に伴う温室効果ガスの排出削減効果や、事業により導入される発電設備容量（kW）、発電量(kWh)に関する目標を合わせて検討※することも有効です。その際、それぞれ見込みを達成する年限など、できる限り定量的に目標を設定することが期待されます。

※地域の再生可能エネルギーの導入に関する目標としては kW（設備容量を示す単位）と kWh（導入設備が生み出した電力量を示す単位）の二通りの指標が想定されます。次項で示すようにどのような視点から事業を位置づけるかを十分検討し、適切な指標を選ぶ必要があります。

2. 実行計画（地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項）

2-3. 事業の促進区域（第21条第5項第2号）

2-3-1. 促進区域設定の作業フロー

促進区域の設定から地域脱炭素化事業の促進までの作業フローは、以下の図表の通りです。本節においては、具体的に促進区域設定を行うために、各行政機関が実施すべき事項のうち1.～3.について、具体的に解説していきます。

実施すべき事項	実施主体	実施すべき事項のイメージ		
1. 国の環境保全に係る基準の設定(環境省令) 国は、環境保全上の支障を及ぼすおそれがないものとして定める省令によって、全国のいずれの市町村も共通して遵守すべき基準を定める。	国	その他のエリア	市町村が考慮すべきエリア・事項	除外すべきエリア
2. 都道府県の環境配慮基準の設定 都道府県は、国の基準を踏まえ、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して都道府県の環境配慮基準を定める。	都道府県	その他のエリア	市町村が考慮すべきエリア・事項	除外すべきエリア
3. 促進区域・地域の環境の保全のための取組等の設定 市町村は、自ら定める再エネ導入目標を念頭に、国・都道府県の基準に基づき、環境配慮の観点に加えて社会的配慮の観点も考慮しながら促進区域等を設定する。	市町村			
4. 地域脱炭素化促進事業計画の策定 事業者は、促進区域において整備する施設の種類・規模や「地域の環境の保全のための取組」や「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」の内容等を「地域脱炭素社会促進事業計画」として作成・申請する。	事業者			
5. 地域脱炭素化促進事業の認定 事業者から提出された地域脱炭素化促進事業計画について、市町村が上記3の事項との適合性等を審査し、事業を認定する。	市町村			

図 2-1 促進区域の設定から地域脱炭素化促進事業の認定までの作業フロー

促進区域の設定にあたって市町村が配慮すべき環境保全に係る基準の体系は、図 2-2 の通りです。市町村が促進区域を設定するにあたっては、国が環境省令で定める基準に従い、さらに、都道府県が定める環境配慮基準に基づいて設定する必要があります。

2. 実行計画（地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項）

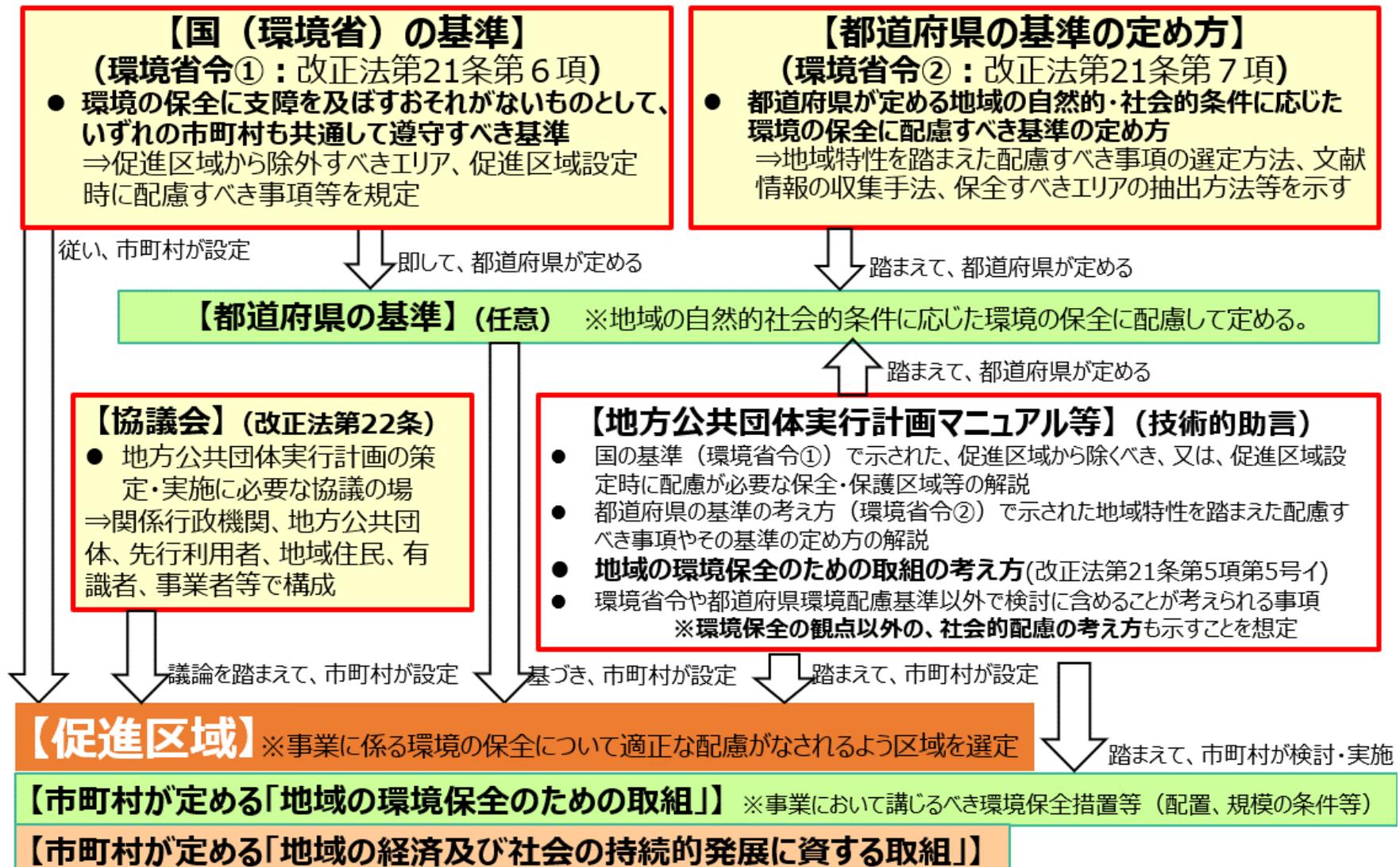


図 2-2 促進区域の設定にあたって市町村が配慮すべき環境配慮の体系

2. 実行計画（地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項）

○改正地球温暖化対策推進法（令和3年5月）（抄）

（地方公共団体実行計画等）

第21条 1～5（略）

6 促進区域は、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める基準に従い、かつ、都道府県が第三項第一号に掲げる事項として促進区域の設定に関する基準を定めた場合にあつては、当該基準に基づき、定めるものとする。

7 前項に規定する都道府県の基準は、環境省令で定めるところにより、同項の環境省令で定める基準に即して、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して定めるものとする。

8～17（略）

（1）国・都道府県が定める環境保全に係る基準について

再生可能エネルギーの主力電源化に向け、地域共生の課題として、生活環境・自然環境への影響やその懸念に起因するものがあります。こうした課題に対しては、地域脱炭素化促進施設の設置を伴う事業について、具体的な事業計画が立案される段階に先立ち、地域の環境保全への適正な配慮を確保することが効果的です。具体的には、施設の立地場所そのものが生活環境・自然環境への影響の観点から地域トラブルの要因となることが多く見られることから、地域の環境保全に適正に配慮した立地誘導を制度的に手当てすることにより、円滑な合意形成を図ることが重要です。

こうした観点から、促進区域の設定にあたっては、地球温暖化対策推進法第21条第6項において、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして国が定める基準（環境省令）（以下「促進区域設定に係る環境省令」という。）に従い、かつ、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して都道府県が定める基準（以下「都道府県の環境配慮基準」という。）に基づく必要があるとされています。いずれの市町村においても全国一律に遵守を求めるものについては促進区域設定に係る環境省令として、地域の自然的・社会的条件に鑑み遵守を求めるものについては都道府県の環境配慮基準として、それぞれ示されます。

注：今後、新たな規制の導入や環境保全に係る政府方針、社会的配慮・条件に係る事項に係る状況変化(※)に応じて、促進区域設定に係る環境省令や都道府県基準に係る環境省令の改正、本マニュアルの改訂がされる場合があります。

(※例：OECM（Other Effective area based Conservation Measure：民間取組等と連携した自然環境保全）・盛り土規制・所有者不明土地等の扱い)

2. 実行計画（地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項）

（2）促進区域設定に係る環境省令（全国一律に遵守を求める事項として環境省令で定める国の基準（環境省令①））

地球温暖化対策推進法第 21 条第 6 項において規定されている、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令において定める基準は、全国一律の基準として、市町村が促進区域を設定する際に遵守すべき基準です。

促進区域設定に係る環境省令において、遵守を求めるものは、以下の表のとおり、大きく分けて 2 つの考え方に整理されます。また、事業特性により遵守を求める基準が異なるものについては、地域脱炭素化促進施設の種類ごとに定められています。

表 2-1 促進区域設定に係る環境省令における基準の区分

種類	内容
A: 一律に除外すべきエリア	<p>市町村が促進区域から一律に除外すべきエリア。環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして、法令に基づき、その範囲が明確に定義されていて、図示されているエリアであって、当該エリア内においては地域脱炭素化促進施設の立地を原則認めることとされていない区域を定めている。</p>
B: 考慮が必要なエリア・事項	<p>一律に除外すべきとまで言えないものの環境の保全に支障を及ぼすおそれがないよう措置する観点から考慮が必要なエリアや、性質上環境の保全に支障を及ぼすおそれがないよう措置する観点から考慮が必要な事項。</p> <p>環境保全の支障を防止する観点から再エネの立地のために一定の基準を満たすことが法令上必要なエリア（A を除く）や、環境保全の支障を防止する必要性が高いものの性質上エリアでの規制がなじまないためエリアでの規制が行われていない事項を定めている。</p> <p>市町村で促進区域を設定するに当たって、各考慮事項について検討した上で、促進区域設定時点の情報に基づけば促進区域から除外すべき程度の環境保全上の支障のおそれまでは確認されないものの、促進区域の設定の後、事業の実施に当たっては、一定の支障のおそれが判明しうることが懸念される場合においては、地域脱炭素化促進事業に求める「地域の環境保全の取組」に適切な措置（※）を位置付けることで促進区域に設定することが可能。</p> <p>※例えば、必要な調査の実施や、調査結果を踏まえた事業計画の立案（事業・発電設備の位置、規模、配置、構造等の調整、環境保全措置、事後調査による対応、順応的管理による対応を含む。）</p> <p>市町村は、促進区域の設定を検討するにあたっては、各考慮事項について、EADAS や行政機関（地方環境事務所や都道府県等）から既存情報を収集し、支障のおそれの有無・程度を踏まえ、促進区域に含めるかどうかを検討（協議会がある場合には協議会も活用）する必要があります。</p>

2. 実行計画（地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項）

促進区域設定に係る環境省令について、以下のとおり整理を行いました。それぞれの基準について、既存の文献等や専門家へのヒアリングにより情報を収集することにより、除外すべきエリアを確認し、考慮すべきエリア・事項について個別に検討していく必要があります。

なお、広域的ゾーニング型（風力、太陽光）の促進区域を設定する際の詳細な考え方については、別途、令和3年度中に環境省においてガイドラインを策定予定です。

※生活環境の保全の観点、土地の安定性の確保の観点の基準の取扱いについては、農林水産省、国土交通省と調整中の事項あり

① 促進区域設定に係る環境省令で定める一律に除外すべきエリア

表 2-2 促進区域設定に係る環境省令で定める一律に除外すべきエリア（P）

エリア概要	エリア内容詳細	関係する法令
環境保全の支障を防止する必要性が高いものとして、法令に基づき、その範囲が明確に定義され、図示されているエリア (許可基準において再エネの立地を原則として認めていないエリア)	原生自然環境保全地域、自然環境保全地域	自然環境保全法
	国立/国定公園の特別保護地区・第1種特別地域（地熱発電のための地下部における土石の採取を行う地域を除く）	自然公園法
	国指定鳥獣保護区の特別保護地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	生息地等保護区の管理地区	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

② 促進区域設定に係る環境省令で定める考慮が必要なエリア・事項（P）

促進区域は、以下のいずれにも該当することとされています（促進区域を設定するに当たって、各考慮エリア・事項について検討した上で、促進区域設定時点の情報に基づけば促進区域から除外すべき程度の環境保全上の支障のおそれまでは確認されないものの、促進区域の設定の後、事業の実施に当たっては、一定の支障のおそれが判明しうるものが懸念される場合においては、地域脱炭素化促進事業に求める「地域の環境保全の取組」に適切な措置を位置付けることで促進区域に設定する場合を含む）。

- 1) A 以外のエリアのうち、環境保全の支障を防止する観点から再エネの立地のために環境保全の観点から一定の基準を満たすことが法令上必要なエリアについて、当該地域の指定の目的の達成のため環境の保全に支障を及ぼすおそれがないこと

2. 実行計画（地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項）

（具体例 P）

・促進区域に国立/国定公園（Aに掲げるものを除く）を含めようとするときは、当該地域の指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること

2) 環境保全の支障を防止する必要性が高いものの性質上エリアでの規制がなじまないためエリアでの規制が行われていない事項について、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないこと

（具体例 P）

・国内希少野生動物種（種の保存法）の生息又は生育に支障を及ぼすおそれがないと認められること

・騒音等の影響を受ける範囲内において、その生活環境に支障を及ぼすおそれがないと認められること

※「支障を及ぼすおそれがない」かの確認は、個別に環境省・都道府県の関係部局に相談。

（3）都道府県の環境配慮基準

① 都道府県基準に係る環境省令とは

都道府県が地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮した促進区域の設定に関する基準（都道府県の環境配慮基準）を定める際には、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして定める環境省令①（促進区域設定に係る環境省令）で定める基準に則して、環境省令②（以下「都道府県基準に係る環境省令」という。）で定めるところによることとされています。都道府県基準に係る環境省令では、発電設備の種類ごとの事業特性を踏まえ、地域特性を踏まえた環境の保全のために配慮すべき事項の選定方法、配慮すべき事項ごとに環境の保全に適正に配慮するための文献等情報の収集方法、これらに基づき都道府県としての環境保全の考え方を取りまとめるための方法（P）などが示されています。

② 都道府県の環境配慮基準

都道府県の環境配慮基準は、都道府県の定める再エネ目標の達成に向けて、環境保全に適正に配慮した上で積極的に再エネを導入するために、地域の実情に応じて一步踏み込んだ検討のうえ、促進区域設定に当たって配慮すべき区域や配慮事項ごとの適切な配慮の考え方について、個別事業計画立案段階に先立ち上位計画の段階で明確にするもの（いわゆる戦略的環境アセスメントの一種）であり、設定することが望ましいものです。また、都道府県の環境配慮基準を効果的に定めた上で、市町村の定める環境保全の取組において個別事業に係る環境配慮を適切に確保することにより、累積的影響など個別事業段階で対応することが容易ではない課題にも、上位計画の段階において一定の配慮が可能となることが期待されます。

注釈）都道府県の環境配慮基準は、地域ごとに、再生可能エネルギーのポテンシャルが異なる

2. 実行計画（地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項）

ること等の観点から、義務規定とはされていません。

都道府県は地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して、都道府県基準に係る環境省令に定めるところにより基準を定めることができます。都道府県の環境配慮基準が定められている場合、市町村は当該基準に基づいて、促進区域を設定する必要があります。

なお、促進区域の設定段階において、都道府県が環境配慮基準を定めていない場合でも、（2）で紹介した促進区域設定に係る環境省令に従い、市町村において促進区域を設定することは可能です。その際には、都道府県と事前に協議するなど、連携をとり、市町村が促進区域の設定後に都道府県が環境配慮基準を設定しても整合することが望ましいです。

※系統との関係については「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル区域施策編（本編）」を参照ください。

事業計画の認定に係る特例のうち、環境影響評価法の配慮書手続きの特例については、都道府県の環境配慮基準に基づき促進区域が設定されている場合にのみ、適用されます。

都道府県の環境配慮基準に基づき設定される促進区域においては、事業者による個別の事業計画立案に先立って、広域的な環境の保全に適正に配慮した区域設定が市町村においてなされることが担保されており、かつ、認定要件に適合する事業計画は市町村が定める地域の環境の保全のための取組を満たす事業計画として立案されることが担保されています。

このため、都道府県の環境配慮基準に基づき促進区域が設定されている場合は、認定された事業計画については、環境影響評価法の配慮書手続きが担保するところの重大な環境影響の回避が確保され、さらには環境の保全へのより適正な配慮が期待されるため、同法の配慮書手続きに係る規定を適用しないこととする特例が定められているものです。

（4）その他市町村が配慮・留意すべき事項について

促進区域設定に係る環境省令は、環境保全の支障のおそれがないよう全国一律に適用されるものとして定められており、また、都道府県の環境配慮基準は、環境の保全に配慮して地域の自然的・社会的条件に応じて示されます。市町村が促進区域を設定するに当たっては、これらの基準に基づくことが必要であるほか、地域の合意形成の円滑化を図り、事業の予見可能性を高めるとともに、地域における事業の受容性を確保するためには、これらの基準に定める事項以外についても、環境保全の観点から配慮することが望ましい事項や、環境保全以外の観点から留意が必要な社会的配慮・条件に留意して、促進区域を設定することが肝要です。

配慮・留意すべき事項については、以下のような事項が考えられます。

- ① 環境保全の観点から配慮することが望ましい事項（例：世界自然遺産、ラムサール条約湿地、レッドリスト掲載種、自然環境保全に係る都道府県独自制度（条例））

2. 実行計画（地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項）

（整理中）

② 環境保全以外の観点から留意が必要な社会的配慮・条件（例：土地利用、防衛施設、気象レーダー、航空施設、景観計画区域）

②-1 防衛施設

風力発電設備については、レーダーのような電波を発する装備品の運用への影響や航空機の運航への影響、各種訓練への影響など、自衛隊や在日米軍の活動に大きな影響を及ぼす可能性があります。こうした影響については、防衛施設から遠く離れた場所でも生じる場合があるため、風力発電の促進区域については、場所に関わらず、なるべく検討の早期の段階で防衛省に協議を実施した上で設定することが考えられます。

②-2 気象レーダー

気象庁が設置する気象レーダーや国土交通省が設置するレーダー雨量計等の観測への影響が懸念される場合には、関係機関と協議し、促進区域を設定することが考えられます。

②-3 航空施設

「航空法」による制限表面や航空路監視レーダーの範囲やその周辺では、施設等の設置に調整が必要な場合があり、これらの地域については、空港事務所等の関係者と早期に協議し促進区域を設定することが考えられます。

②-4 景観等関連

景観については、「景観法」による景観形成重点区域、景観重要建造物、景観重要樹木、「都市計画法」による景観地区、準景観地区、「都市緑地法」により指定された風致地区、緑地保全地域、「古都における歴史的風土との保全に関する特別措置法」による歴史的風土保存区域及び特別保存地域、「文化財保護法」による重要文化的景観等、景観保護が求められる区域があります。関係者・関係機関との協議状況に応じて促進区域を設定することが考えられます。この他、地方公共団体が「景観法」に基づき策定する景観計画や「文化財保護法」に基づき策定する文化的景観保存計画等を参考として促進区域を設定することが考えられます。

②-5 文化財

文化財は、歴史の中で生まれ育まれた文化的所産であり、文化財保護法に基づく国指定文化財、選定文化財（重要伝統的建造物群保存地区、重要文化的景観）、条例に基づく都道府県又は市町村文化財があります。文化財保護法では、指定された文化財の現状変更だけでなく、文化財の保存に影響を及ぼす行為についても許可が必要となっており、指定された区域外においても保全の対象となっている場合があります。

（注）詳細は環境省「風力発電に係る地方公共団体によるゾーニングマニュアル（第2版）（令和2年3月）」を参照してください。

2. 実行計画（地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項）

③ 系統

電力系統については、足下の制約はあるものの、ノンファーム型接続の拡大や、促進区域の抽出を通じてプッシュ型の系統整備を促すことも期待されるため、系統制約を理由に促進区域の設定ができないとすべきではありません。ただし、促進区域内における事業についての系統確保の蓋然性については、事業計画認定に当たり考慮します。

(5) 都道府県と市町村との調整

市町村は、その地方公共団体実行計画の策定に当たっては、都道府県の地方公共団体実行計画及び他の市町村の地方公共団体実行計画との整合性の確保を図るよう努めなければなりません。

都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、

- ・住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる
- ・関係地方公共団体の意見を聴く

ことが必要となります。

このため、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を地方公共団体実行計画に定める場合においても、当然、これらの規定に基づいて関係地方公共団体との調整を行うことが求められます。都道府県が環境配慮基準を定めていない場合においても、市町村が促進区域等を検討するに当たっては、上記の規定に照らし、都道府県との意見交換や調整を行うとともに、国や都道府県は、地方公共団体実行計画区域施策編に適合する事業の円滑化のため、エネルギー施策と連携しつつ、行政手続の円滑化や市町村に対する必要な情報提供、助言、その他の援助を行うよう努めることが求められます。

(6) 地域の環境の保全のための取組等の設定

促進区域は、市町村が、既存の情報を基に、環境保全上の支障のおそれのないように、事業に求める「地域の環境の保全のための取組」や「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」による対応を含め、地域における合意形成を図りながら設定します。

環境に適正に配慮した促進区域の設定に当たっては、①促進区域から環境保全上の支障のおそれがある地域を除外する方法に加えて、②促進区域から除外しなくとも事業計画（事業規模、設備の配置等）による工夫により環境保全上の支障のおそれがないように対応できる場合は、促進区域に設定した上で市町村の定める「地域の環境の保全のための取組」において事業計画における配慮を確保する方法があります。②の方法を適切に採用することにより、再エネ導入目標を念頭に置きつつ、事業種類や事業規模に応じてより柔軟な形で適切に環境配慮を確保した上で、幅広く促進区域を検討することが重要です。

改正地球温暖化対策推進法の仕組みにおいては、事業者による個別の事業計画の検討に先

2. 実行計画（地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項）

立ち、市町村が可能な限り早期の段階において環境の保全の見地からの検討を加えて、事業を実施する区域の位置を適切に誘導できるよう促進区域の設定をします。

具体的には、市町村で促進区域を設定するに当たって、各考慮事項について検討した上で、促進区域設定時点の情報に基づけば促進区域から除外すべき程度の環境保全上の支障のおそれまでは確認されないものの、促進区域の設定の後、事業の実施に当たっては、一定の支障のおそれが判明しうることが懸念される場合においては、地域脱炭素化促進事業に求める「地域の環境の保全のための取組」に適切な措置（必要な調査の実施や、調査結果を踏まえた事業計画の立案（事業・発電設備の位置、規模、配置、構造等の検討や、環境保全措置、事後調査による対応、順応的管理による対応等）を市町村が位置付け、事業の実施に際して事業者において適切な措置が講じられることを担保することが考えられます。このほか、「地域の環境の保全のための取組」においては、事業に係る環境保全の取組以外にも、事業の実施に当たって事業者の取り組む事項として、環境保全の見地から地域で課題となっている事柄について環境の改善を図る取組や、新たな環境価値の創出を伴う取組（プラス面の環境影響をもたらす）を事業計画に盛り込むことを位置づけることも考えられます。

※「地域の環境の保全のための取組」については、事業特性や地域特性等に応じて様々な取組が考えられますが、例えば、以下のような取組が考えられます。

- 希少な動物の生息環境を保全する観点において、当該地に生息する希少猛禽類は営巣期等の特定の期間にストレスを与えると繁殖への影響が懸念されることから、現地調査によって生息状況を把握し当該期間に工事を行わない等の環境保全措置を実施。
- 希少な植物の生育環境を保全する観点において、促進区域において希少な植物の生育に関する情報が得られたことから、その生育状況を調査して、生育環境に影響を及ぼす区域の改変を回避。
- 景観への影響の観点において、促進区域内及びその周辺に重要な眺望点があることから、当該眺望点に係るフォトモンタージュを作成するなどにより影響の程度を予測・評価し、発電設備の規模（高さや大きさ）や配置の工夫、周辺景観に調和する色彩や形態の採用、できる限り見えないように植栽。
- 騒音による影響の観点において、住居等の配慮が必要な施設が事業実施区域の近隣に存在することから、工事に係る配慮、設備の配置の工夫などの必要な対策を実施。
- 反射光による影響の観点において、学校や病院等の配慮が必要な施設が事業実施区域の近隣に存在し、反射光の影響が懸念されることから、太陽光パネルの向き調整などの必要な対策を実施。
- その他、環境の保全の観点から、事業規模等に制限を設けること、施設稼働終了後の設備の適正な撤去等を行うこと。
- 加えて、周辺の荒廃地の緑化や廃屋の撤去等を実施。
など

2. 実行計画（地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項）

（7）市町村による促進区域の設定

市町村は、自ら定める再エネ導入目標を念頭に、国・都道府県の基準等に基づいて、促進区域設定に係る環境省令等の遵守、その他の環境の保全の観点の配慮に加え、社会的配慮・条件の観点等も留意しながら、促進区域等を設定します。具体的に想定される手順は、以下の通り整理できます。

表 2-3 促進区域の設定までの具体的に実施すべき事項

概要	具体的な内容
環境保全に係る基準の把握 （促進区域設定に係る環境省令）	市町村のエリアのうち、促進区域設定に係る環境省令において、促進区域から除外すべきとされているエリアの情報を収集し、除外エリア（前述 A）を除いた上で、REPOS 等に掲載されている域内の再エネポテンシャルを踏まえ促進区域としうる場所を検討
	当該場所に、促進区域設定に係る環境省令において考慮すべきとされている事項・エリア（前述 B）が含まれているかどうか、EADAS や行政機関（地方環境事務所や都道府県等の担当部署）から既存情報を収集し、把握
環境保全に係る基準の把握 （都道府県の環境配慮基準）	市町村のエリアのうち、都道府県の環境配慮基準において、促進区域に含めるべきではないとされているエリアの情報を収集し、REPOS 等に掲載されている域内の再エネポテンシャルを踏まえ促進区域としうる場所を検討
	当該場所に、都道府県の環境配慮基準において考慮すべきとされている事項・エリアが含まれているかどうか、EADAS や行政機関（地方環境事務所や都道府県等の担当部署）から既存情報を収集し、把握
その他配慮すべき事項の把握	その他市町村が配慮・留意すべき事項（環境保全の観点から配慮することが望ましい事項、環境保全以外の観点から留意が必要な社会的配慮・条件等）（例：既存の土地利用や先行利用者の状況、各種法令による規制など）としてどのようなものがあるかについても、EADAS 等から既存情報を収集
促進区域の抽出	把握した情報を踏まえ、促進区域としうる場所・再エネごとに整理した上で、区域の再エネ目標も踏まえつつ、地域脱炭素化促進事業の推進について、デメリットの軽減・メリットの増大を図りつつ、総合的に判断して地域にとってのメリットをもたらすかどうかの観点から、促進区域の在り方や促進区域内での事業に関する地域の環境保全の取組や地域貢献の取組として何を求めるかといったことについて検討を行い、協議会等も活用しつつ、合意形成を図りながら促進区域を抽出（促進区域を設定するに当たって、各考慮事項について検討した上で、促進区域設定時点の情報に基づけば促進区域から除外すべき程度の環境保全上の支障のおそれまでは確認されないものの、促進区域の設定の後、事業の実施に当たっては、一定の支障のおそれが判明しうるものが懸念される場合においては、地域脱炭素化促進事業に求める「地域の環境保全の取組」に適切な措置を位置付ける）

2. 実行計画（地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項）

2-3-2. 具体的な設定方法の例

促進区域設定にあたっては、様々な類型が想定されますが、特に可能性が高いことが想定される4つの類型について、表 2-4 に示します。

4の冒頭で記述したとおり、地域の将来像、長期的な区域全体の温室効果ガス排出削減目標および再エネの導入目標とセットで考える観点から、個別事業の立案に先立ち、地域の再エネ導入の方針を決める上位計画（地方公共団体実行計画）の段階で、地域全体を見渡した検討を行うことが重要であるため、可能な限り広域でのゾーニングを行う、「1）広域的ゾーニング型」が最も理想的な考え方となります。

一方、短・中期的な再エネ導入促進の観点からは、環境配慮や合意形成が円滑に図られやすい、区域における特定のエリアを促進区域とする「2）公有地・公共施設型」や「3）地区・街区単位型」での検討から段階的に取り組むことも考えられます。

これらの場合、促進区域が設定された後、申請される個別事業ごとに認定の検討が別途行われることとなります。

さらに、段階的な取組という観点からは、個別事業が前提となる「4）事業者提案型」もあり得ます。この場合は、累積的影響の観点なども含め地域の将来像も踏まえつつ、促進区域と個別の地域脱炭素化促進事業が同時に検討され、合意形成が図られることとなります。ただし、促進区域の検討を含めた実行計画の検討主体はあくまで市町村である点について留意が必要です。

なお、いずれの類型についても、市町村は、促進区域に係る環境省令や都道府県の環境配慮基準に遵守することが必要であり、また、その他の環境保全の観点から配慮する事項や、社会的配慮・条件に留意して設定することが肝要です。

表 2-4 促進区域の設定例（分類）

	類型	具体的な内容	参考となり得る事例
1)	広域的ゾーニング型	環境情報等の重ね合わせを行い、関係者・関係機関による調整の下で、広域的な観点から、再生可能エネルギーの導入の促進区域を抽出	秋田県にかほ市（風力） 福島県浪江町（太陽光）
2)	地区・街区指定型	スマートコミュニティの形成や PPA 普及啓発を行う地区・街区のように、再生可能エネルギー利用の普及啓発や補助事業を市町村の施策として重点的に行うエリアを促進区域として設定	栃木県宇都宮市（太陽光等） 栃木県那須塩原市（小水力・バイオマス・太陽光等）
3)	公有地・公共施設活用型	公有地・公共施設等の利用募集・マッチングを進めるべく、活用を図りたい	埼玉県所沢市（太陽光）

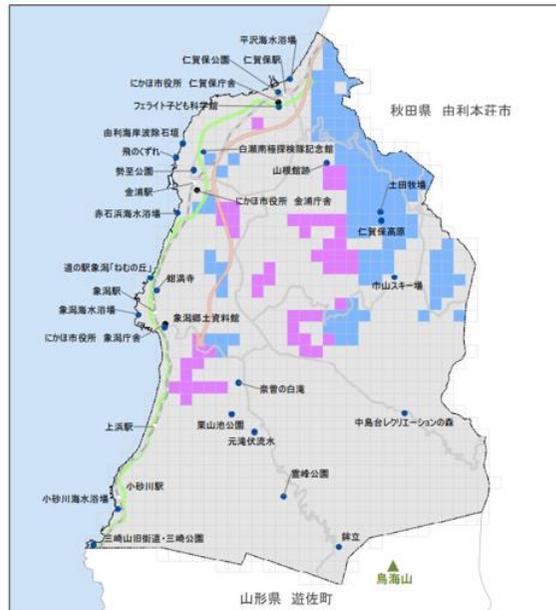
2. 実行計画（地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項）

		公有地・公共施設を促進区域として設定（例：公共施設の屋根置き太陽光発電）	
4)	事業者提案型	事業者等による提案を受けることなどにより、個々のプロジェクトの予定地を促進区域として設定	福島県福島市（太陽光） 青森県横浜町（風力）

2. 実行計画（地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項）

参考となり得る事例 にかほ市（風力）

環境省ゾーニング事業において、風力発電を対象に調整エリア（設置するには何らかの調整が必要なエリア）・導入可能性エリア（設置の可能性があるエリア）等を設定

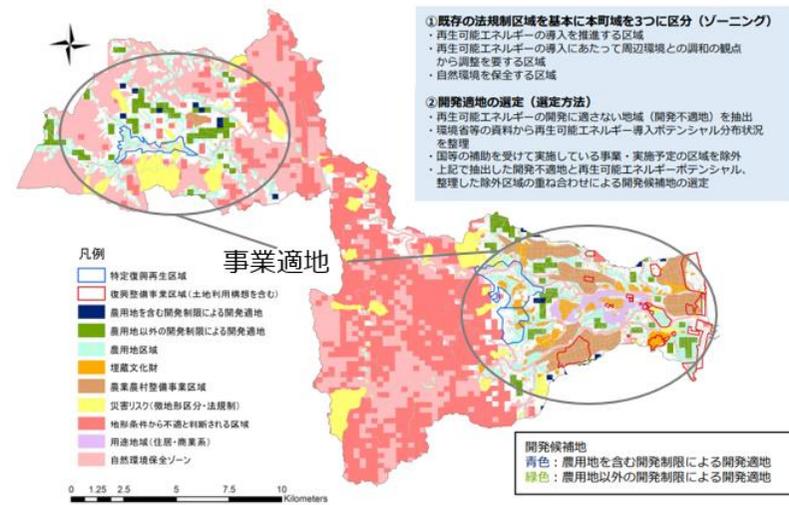


- 保全エリア
- 導入可能性エリア
- 調整エリア
- にかほ市行政区域
- 鉄道
- 高速自動車国道
- 国道
- 都道府県道



参考となり得る事例 浪江町（太陽光）

再生エネ導入を推進する区域・再生エネ導入にあたって周辺環境との調和の観点から事業適地を見える化



- ① 既存の法規制区域を基本に本町域を3つに区分（ゾーニング）
 - ・再生可能エネルギーの導入を推進する区域
 - ・再生可能エネルギーの導入にあたって周辺環境との調和の観点から調整を要する区域
 - ・自然環境を保全する区域
- ② 開発適地の選定（選定方法）
 - ・再生可能エネルギーの開発に適さない地域（開発不適地）を抽出
 - ・環境省等の資料から再生可能エネルギー導入ポテンシャル分布状況を整理
 - ・国等の補助を受けて実施している事業・実施予定の区域を除く
 - ・上記で抽出した開発不適地と再生可能エネルギーポテンシャル、整理した除外区域の重ね合わせによる開発候補地の選定

- 事業適地
- 凡例
- 特定復興再生区域
 - 復興復興事業区域（土地利用構想を含む）
 - 農用地を含む開発制限による開発適地
 - 農用地以外での開発制限による開発適地
 - 農用地区域
 - 埋蔵文化財
 - 農業農村整備事業区域
 - 災害リスク（微地形区分・法規制）
 - 地形条件から不適と判断される区域
 - 用途地域（住居・商業系）
 - 自然環境保全ゾーン
- 開発候補地
- 青色：農用地を含む開発制限による開発適地
 - 緑色：農用地以外での開発制限による開発適地

図 2-3 参考となり得る事例【1）広域的ゾーニング型】

出典：にかほ市「陸上風力発電に係るゾーニングマップ」<<https://www.city.nikaho.akita.jp/administration/detail.html?id=2974>>
 浪江町「浪江町 再生可能エネルギー推進計画 概要版」（平成 30 年 3 月）
 <<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/12976.pdf>>

2. 実行計画（地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項）

参考となり得る事例 宇都宮市（太陽光等）



図 8 宇都宮駅東口地区低炭素都市像イメージ図

参考となり得る事例 那須塩原市（小水力・バイオマス・太陽光等）

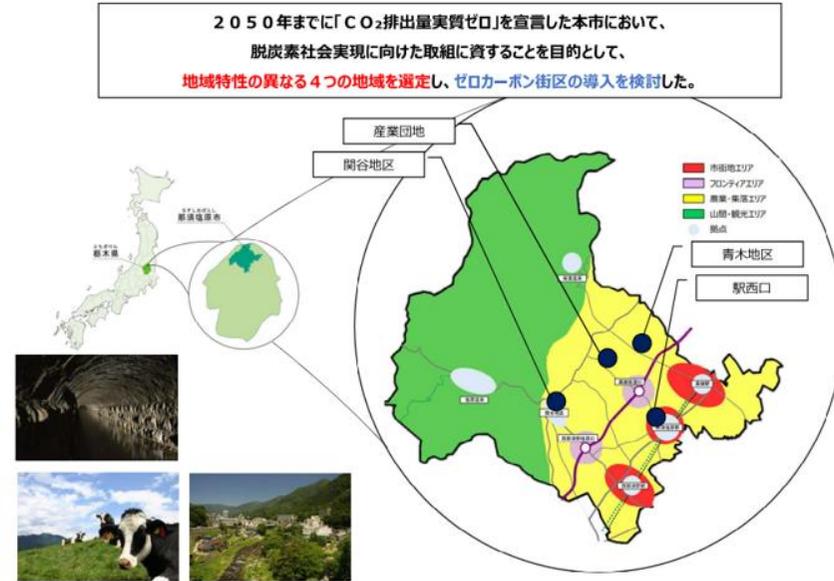


図 2-4 参考となり得る事例【2】地区・街区指定型

出典：宇都宮市「宇都宮駅東口地区の低炭素まちづくり計画（令和2年7月）」

<<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/shisei/machizukuri/higashiguchi/1025038.html>>

那須環境技術センター「地域再生可能エネルギー活用による『那須塩原市地域循環共生圏』構築支援事業報告書【概要版】（2021年2月）」

<<http://www.city.nasushiobara.lg.jp/10/documents/houkokusyo.pdf>>

2. 実行計画（地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項）

参考となり得る事例 所沢市（太陽光）

調整池に水上太陽光を設置



参考となり得る事例 所沢市（太陽光）

最終処分場にメガソーラーを設置



図 2-5 参考となり得る事例【3）公有地・公共施設活用型】

出典：所沢市「マチごとエコタウン所沢」<https://covenantofmayors-japan.jp/sites/default/files/2020-12/4_%E3%80%90%E6%89%80%E6%B2%A2%E5%B8%82%E3%80%91%E3%83%9E%E3%83%81%E3%81%94%E3%81%A8%E3%82%A8%E3%82%B3%E3%82%BF%E3%82%A6%E3%83%B3%E6%89%80%E6%B2%A2.pdf>

2. 実行計画（地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項）

参考となり得る事例 福島市（太陽光）

【参考】再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

地区：A

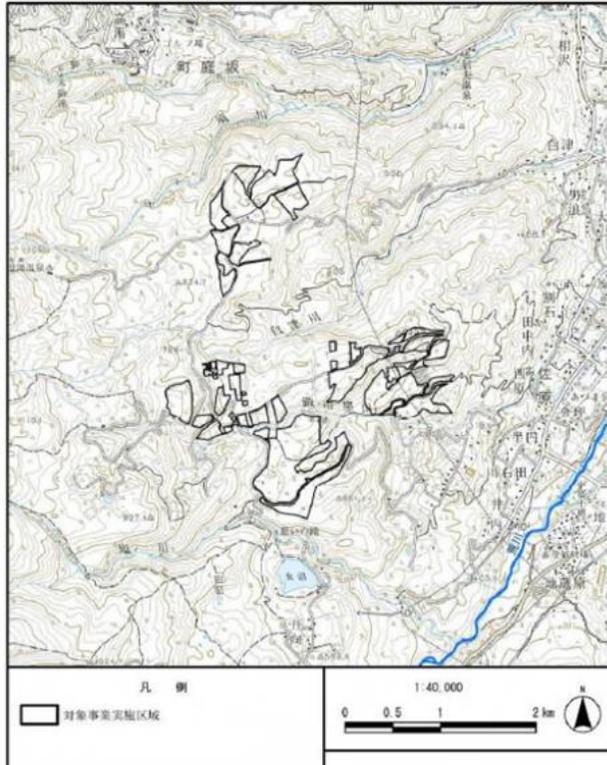


図 2-6 参考となり得る事例【4）事業提案型】

出典：福島市「福島市農山漁村再生可能エネルギー法基本計画（令和3年3月改定）」<<https://www.city.fukushima.fukushima.jp/kankyo-o/machizukuri/shizenkankyo/saiseenergy/energyjigyo/201912.html>>
 横浜町「横浜町再生可能エネルギー基本計画（平成29年6月）」<http://www.town.yokohama.lg.jp/index.cfm/7,3007,20,htm>>

参考となり得る事例 横浜町（風力）

2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

地区	区域の所在	面積(m ²)	備考
A	横浜町字雲雀平 6-1 外 14 筆	10,855	横浜町雲雀平風力発電所
	詳細は別紙1のとおり	10,855	
B	横浜町字雲雀平 6-106 外 23 筆	36,268	横浜町風力発電所
	詳細は別紙2のとおり	36,268	
		47,123	

3. 2の区域において整備しようとする再生エネルギー発電設備の種類及び規模

地区	発電設備の種類	発電設備の規模	備考
A	風力発電	32,200 kW	横浜町雲雀平風力発電所 14基(2,300kW級)
B	風力発電	38,000 kW	横浜町風力発電所 12基(3,600kW級)

2. 実行計画（地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項）

2-4. 都道府県による環境配慮基準（第21条第6項、第7項）

促進区域は、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める基準に従い、かつ、都道府県が第三項第一号に掲げる事項として促進区域の設定に関する基準を定めた場合にあつては、当該基準に基づき、定めるものです。都道府県の基準は、環境省令で定めるところにより、環境省令（環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして定める基準）で定める基準に即して、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して定めるものです。以後、この都道府県の基準を「環境配慮基準」とします。

都道府県が地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して環境配慮基準を設定することによって、事業計画立案の早期段階における重大な環境影響の回避を図ることが制度上担保されます。これにより、個別事業の積み重ねによる累積的影響を回避する検討や、地域特性を踏まえた環境の保全のために配慮すべき事項の選定方法、配慮すべき事項ごとに環境の保全に適正に配慮するための文献情報の収集方法、これらに基づく保全の考え方などを示すことができます。市町村による促進区域の設定のみならず、都道府県が、より広域的に再生可能エネルギーポテンシャルの状況や地域の環境保全を把握する立場から地域の自然的社会的条件を踏まえた環境配慮事項を整理しておくことにより、市町村における促進区域の設定に係る合意形成の更なる円滑化につながり、事業実施段階においてより適正な環境配慮が期待されることから、環境配慮基準を設定することが推奨されます。

補足) 地域ごとに、再生可能エネルギーのポテンシャルが異なること、また、政策判断上、一部の再生可能エネルギーを促進することとしていない都道府県も一定程度存在する状況であるため、都道府県が環境配慮基準を設定することは法令上の義務ではありません。

2. 実行計画（地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項）

2-5. 地域脱炭素化促進施設の種類及び規模（第21条第5項第3号）

区域内の再エネポテンシャルや留意すべき環境配慮事項、また社会経済状況等に応じ、促進すべき地域脱炭素化促進施設に係る再エネ種別や規模（再エネ発電設備については○kW、再エネ熱供給施設については○J。）を記載します。

2. 実行計画（地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項）

2-6. 事業における地域の脱炭素化の取組（第21条第5項第4号）

(P)

地域脱炭素化促進事業の実施に当たっては、地域脱炭素化促進施設の整備とあわせ「その他の地域の脱炭素化のための取組」を実施することが求められています(法21条5項4号)。

事業者を求める「地域の脱炭素化のための取組」については、市町村が、区域の自然的社会的条件に応じて、地方公共団体実行計画区域施策編において方針を定め、事業者が事業計画において具体的な取組として位置づけることとなります。

市町村が「地域の脱炭素化のための取組」として事業者に定めるように想定される取組として、表2-5に一例を示します。このように、施設整備を通じて得られたエネルギーや利益等を地域において活用し、地域における脱炭素社会の実現に貢献する取組などが想定されます。この取組は、施設整備などのハード面の取組だけではなく、環境教育などのソフト面の取組、あるいはそれらが一体となった取組を位置づけることも考えられます。また、「計画策定市町村と連携して…の取組を行う」など、連携すべき主体等を位置づけることも可能です。

「地域の脱炭素化のための取組」については、地域脱炭素化促進施設の整備を通じて得られたエネルギーや利益等を地域において活用し、脱炭素社会の実現に貢献する取組となることを旨として、たとえば下記の通りが想定されます。これらのほか、地域脱炭素ロードマップにおいて掲げられた取組を含めることも考えられます。

表 2-5 施設整備と一体的に行う脱炭素化の取組（例）(P)

部門	取組イメージ
再エネ	屋根置きなど自家消費型の太陽光発電
	蓄電池や自営線といった需要側の施設整備に関する取組
	再生可能エネルギー電気を水素として貯蔵し地域で活用するための取組
	地域脱炭素化促進施設から得られた電気・熱を区域の住民・事業者に供給する取組（自治体出資の地域新電力）
建築物	公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化
	住宅・建築物の省エネ性能等の向上
運輸	ゼロカーボン・ドライブ（再エネ電気×EV/PHEV/FCV）
	EV充電設備の整備等の街づくりへの貢献
	コンパクト・プラス・ネットワーク等による脱炭素型まちづくり
資源循環	資源循環の高度化を通じた循環経済への意向
吸収源対策	地域の森林整備などのCO ₂ 吸収源対策
その他	食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立

2. 実行計画（地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項）

部門	取組イメージ
	地域脱炭素化促進施設を活用した環境教育プログラムの提供

2-7. 事業における地域の環境保全の取組（第21条第5項第5号イ）

促進区域から除外すべき程度の環境保全上の支障のおそれまでは確認されないものの、事業の実施に当たり、一定の支障のおそれが判明しうるものが懸念される場合においては、促進区域に含めた上で「地域の環境保全の取組」に適切な措置（※）を位置付けることが可能です。※ 例えば、必要な調査の実施や、調査結果を踏まえた事業計画の立案（事業・発電設備の位置、規模、配置、構造等の調整、環境保全措置、事後調査による対応、順応的管理による対応を含む。）

（1）基本的な考え方

市町村が、地域の自然的社会的条件に応じて、実行計画（区域施策編）においてその方針を定め、事業者が事業計画において具体的な取組として申請することとなります。

市町村が、地域の住民・事業者の意向を十分に把握した上で、国・都道府県が定める環境保全に係る基準等に基づき促進区域を検討する際に必要と判断された環境の保全のための措置を位置付けることが考えられます。

改正地球温暖化対策推進法においては、地域脱炭素化促進事業の一環として、地域脱炭素化促進施設の整備と併せて「地域の環境の保全のための取組」も行うものとされています。

「地域の環境の保全のための取組」については、市町村が、地域の自然的社会的条件に応じて、地方公共団体実行計画区域施策編において方針を定め、事業者が事業計画において具体的な取組として申請することとなります。取組の内容としては、環境の保全の観点から、事業規模等に制限を設けること、施設稼働終了後の設備の適正な撤去を行うことが考えられます。

- 市町村は、「地域の環境の保全のための取組」において、促進区域の設定に係る環境省令等に基づき促進区域を検討する際に必要と判断された環境の保全のための措置を位置付けることとなります。
- 多くの市町村において、環境保全に関する専門的知見が必ずしも十分でない点を踏まえ、たとえば、環境配慮に関する既存のガイドライン類に掲げられた環境保全・環境配慮に係る取組を参照し、施設の規模・種類等に応じて、「地域の環境の保全のための取組」として定めることを検討するよう推奨します。また、地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル等において、「地域の環境の保全のための取組」のひな形等を例示します。
- ガイドラインとしては、具体的には、太陽光発電施設については、「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」（令和2年3月環境省）、風力発電施設については、「風力発電に係る地方公共団体によるゾーニングマニュアル（第2版）」（令和2年3月環境省）、地熱発電施設については、「温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）」（令和3年9月環境省）、「国立・国定公園内における地熱開発の取扱い」及びその解説通知（令和3年9月環境省）などが考えられます。これらに加え、資源エネルギー庁の「事業計画

2. 実行計画（地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項）

策定ガイドライン」も想定されます。

- さらに、事業を通じ、積極的に地域の環境の改善に取り組むことや新たな環境価値の創出といった観点もありえます。

その際、環境配慮に関する既存のガイドライン類に掲げられた環境保全・環境配慮に係る取組を参照し、施設の規模・種類等に応じて、「地域の環境の保全のための取組」を定め、その方針に従って事業者が具体的な取組として申請することになります。

参考となるガイドライン類を、表 2-6 に示します。

表 2-6 地域の環境の保全のための取組の参考となるガイドライン類

発電種	参考とするガイドライン
太陽光発電	「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」 （令和 3 年 4 月資源エネルギー庁）
	「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」（令和 2 年 3 月環境省）
風力発電	「事業計画策定ガイドライン（風力発電）」 （令和 3 年 4 月資源エネルギー庁）
	「風力発電に係る地方公共団体によるゾーニングマニュアル（第 2 版）」 （令和 2 年 3 月環境省）
水力発電	「事業計画策定ガイドライン（中小水力発電）」 （平成 29 年 1 月資源エネルギー庁）
地熱発電	「事業計画策定ガイドライン（地熱発電）」 （令和 3 年 4 月資源エネルギー庁）
	「温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）」 （令和 3 年 9 月環境省）
	「国立・国定公園内における地熱開発の取扱い」及びその解説通知 （令和 3 年 9 月環境省）
バイオマス発電	「事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）」 （令和 3 年 4 月資源エネルギー庁）

市町村は、事業者による個別の事業計画の検討に先立ち、可能な限り早期の段階において環境の保全の見地からの検討を加えて、事業を実施する区域の位置を適切に誘導できるよう促進区域の設定をすることとなります。

2. 実行計画（地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項）

2-8. 事業における地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

（第21条第5項第5号ロ）

（1）基本的な考え方

地域脱炭素化促進事業の実施に当たっては、「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」を行うこととされています。どのような取組が該当するかについては、地域の実態や将来像等の社会的条件を踏まえて、市町村が方針を定めた上で提示していく必要があります。再エネ開発事業者はこの方針に従い事業計画を作成することになります。

市町村は、地域の将来像も踏まえつつ、地域循環共生圏の構築や、SDGsの達成に向けてどのような取組が必要か、という観点から当該項目を検討していく必要があります。このような観点を踏まえつつ、下記に示すような取組を位置づけることにより、地域脱炭素化促進事業が、地域の経済活性化や地域課題の解決に貢献し、地域における再エネの社会的受容性の向上を図り、地域の魅力と質を向上させる地方創生にも貢献するものとなるよう促すことが期待されます。

地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組については、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組に必要で、かつ、実現可能なものとなるよう、市町村、先行利用者、周辺住民、事業者等が十分協議を行いながら、地域に応じた取組を検討してください。

また、「計画策定市町村と連携して…の取組を行う」など、取組の実施に当たって連携すべき主体等を位置づけることも可能です。

表 2-7 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組の方針で示す観点例
【今後追記予定】

観点	説明
地域循環共生圏の形成	
SDGsの達成	
地域特有の課題の解決	

2. 実行計画（地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項）

表 2-8 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組の例

地域へのメリット	取組例
雇用・経済	域内に安価な再生可能エネルギーの供給や域内での経済循環を推進する取組
	地元の雇用創出や保守点検等の再生可能エネルギー事業に係る地域の人材育成や技術の共有、教育プログラムの提供等を行う取組
	地元の事業者・地域金融機関などの事業主体・ファイナンス主体としての参画を行う取組
地域における社会的課題の解決	再生可能エネルギーの域内における活手法として、非常時の災害用電源としての活用や、EVシェアリング、グリーンスローモビリティの導入・活用など他の政策分野の課題解決にも活かす取組
	再生可能エネルギー事業の実施による副産物の有効活用に関する取組（例：発電余熱の施設園芸への活用や、燃焼残渣物の有機肥料としての活用）
	再生可能エネルギーの売電収益等による地域の社会課題を解決するサービスの提供に関する取組（例：高齢者の見守りサービスや移動支援等）
	耕作放棄地・荒廃農地の活用による獣害対策

※上記について、「実行計画策定市町村と連携しながら・・・」との文言を記載することも可能。

（2）農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項

農山漁村再エネ法との連携（P 追ってブリッジ規定関係箇所については検討の上追記）

（3）参考事例

地域脱炭素ロードマップでは、図 2-7 に示すように「経済・雇用」「快適・利便」「循環経済」「防災・減災」に関連付けて脱炭素事業に取り組む方向性を提示しています。このような視点を参考にして、各自治体に適した地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組の検討が期待されます。

2. 実行計画（地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項）

地域脱炭素は、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に貢献

- ① 一人一人が主体となって、**今ある技術**で取り組める
- ② **再エネなどの地域資源を最大限**に活用することで実現できる
- ③ 地域の経済活性化、**地域課題の解決に貢献**できる



図 2-7 地域脱炭素ロードマップによる地方創生の視点

（4）想定される活用方法の事例

地域の経済・社会の持続的発展に貢献する事例を以下に示します。

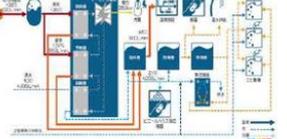
<p>京都府宮津市 地域課題解決</p> <ul style="list-style-type: none"> 耕作放棄地で、イノシシやクマが出没するエリアに、メガソーラーを設置。 売電収益の一部は、管理口座の設定により、地域に還元する仕組みを構築 <p><設置前>  耕作放棄地</p> <p><設置後> </p> <p>出所) オムロンソーシアルソリューションズ株式会社より提供</p>	<p>熊本県熊本市 防災</p> <ul style="list-style-type: none"> 市の廃棄物発電所の余剰電力を地域新電力を通じて主要な公共施設に供給。 再エネによる電力供給のみでなく防災力向上を兼ねる蓄電池等の整備等多角的な取組を実施。 <p> 西部環境工場</p> <p>(写真出所: 熊本市「ようこそ 西部環境工場へ」 http://www.city.kumamoto.jp/hpkjij/pub/detail.aspx?c_id=5&id=731 (閲覧日: 2020/11/24))</p>
<p>北海道石狩市 地域経済</p> <ul style="list-style-type: none"> デジタル化の進展で電力需要増が見込まれるデータセンターに再エネ等を導入し、日本初となる再エネ100%によるゼロエミッション・データセンターの実現を目指す。 電力多消費型産業の産業誘致により、地域経済の発展にも貢献。 <p>ゼロエミッションデータセンター 完成イメージ</p> <p></p> <p>図出所) 環境省「2050年カーボンニュートラルに向けた成長戦略への提案 (2020年11月6日)」 https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/seicho/seichosenryakukaigi/dai2/siryous.pdf (閲覧日: 2020/11/26)</p>	<p>福島県福島市 地域経済</p> <ul style="list-style-type: none"> 地元の温泉協同組合が中心になって、新会社を2012年10月に設立。温泉の蒸気と熱水を利用しバイナリー発電装置により電力を生成、FIT売電。 発電に利用した後の温泉水を旅館に配給。さらに、発電所で使う媒体を冷却するために使われた大量の水を再利用して融雪やエビの養殖に活用。 <p></p> <p>図出所) 環境省「温泉熱利用事例集」p.9 https://www.env.go.jp/press/files/jp/111097.pdf (閲覧日: 2020/11/26)</p>

図 2-8 想定される活用方法の事例

農山漁村再生可能エネルギー法（平成 26 年 5 月 1 日施行）では、農山漁村の活性化を図

2. 実行計画（地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項）

のために農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電を促進していますが、促進区域の設定に当たっては、表 2-9 に示すような配慮基準を設けています。

表 2-9 自然環境の保全その他の配慮すべき事項（P）

項目	具体的な配慮事項
自然環境の保全との調和	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然環境の保全との調和に配慮するとともに、必要に応じてこれらの自然環境に与える影響を調査し、その対策について検討 ●
景観の保全、歴史的風致の維持及び向上との調和	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観が損なわれることのないよう配慮 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 景観法（平成 16 年法律第 110 号）に基づく良好な景観の形成に関する計画との調和 ● 良好な歴史的風致の維持及び向上への配慮 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 地域に固有の歴史、伝統を反映した関係者の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物・市街地 等
周辺住民の生活環境に対する配慮	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民の生活環境へ悪影響を及ぼす事項への配慮 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 騒音、排水、臭気 等 <p>※協議会における関係住民の意見等を十分に踏まえる必要あり</p>

コラム

岩手県久慈市では、久慈市内における大規模再生可能エネルギー事業の導入に関し、当該再生事業が「地域に裨益する」ものとなるよう再生可能エネルギー事業者が配慮・実施すべき事項について定めた「地域に裨益する再生可能エネルギー事業の実施に関するガイドライン」を、令和 3 年 10 月に策定しました。

市と再生事業事業者間で、「1）実施いただきたい地元協調策」の内容に基づき協議の上、協定を締結します。協定書には、地元協調策のほか「2）その他、協定書に記載させていただく事項の項目」について記載します。

1) 実施いただきたい地元協調策（概要、詳細は相談の上決定）

ア 市内企業又は個人による出資の受け入れ

①市内企業又は個人における事業投資先として、②再生意識、事業への理解の向上のため出資を受け入れいただく。

イ 建設及び維持管理業務の発注先となり得る市内事業所の育成

市及び久慈商工会議所と連携して、再生可能エネルギー発電設備の建設及び維持管理業務に対する市内事業所等の参入支援（参入セミナー講師、個別企業とのマッチング等）にご協力いただく。

ウ 地域課題解決のために活用可能な資金提供

売電収入の一部（1%程度）を地元産業振興等（再生事業事業者の希望による）の目的として資金提供いただく。

エ 地域新電力と連携したエネルギー地産地消に向けた連携

2. 実行計画（地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項）

再生可能エネルギーの地産地消を柱とした「脱炭素」の取り組みを実現するための協議会（久慈地域再生可能エネルギー振興協議会（事務局：久慈地域エネルギー株式会社））の趣旨に賛同いただき、当該協議会に参画いただく。

オ 教育・観光に資する PR 施設の設置

キャリア教育、生涯学習及び観光等の拠点施設として事業箇所ごとに、研修施設（研修室、トイレ）、PR 看板を設置いただく。

カ 作業用通路等の供用

林業振興等の観点から、開発に伴う作業用通路等を供用いただく。

2) その他、協定書に記載させていただく事項

ア 災害の防止に関する事項

イ 自然環境、生活環境との調和に関する事項

ウ 地位承継に関する事項

3) 協定書には、記載しないがご協力いただきたい事項

ア 再エネ事業の実施に係る市の地権者支援に関する PR チラシの配布

イ 再エネ事業者が実施した風況調査結果等の市への情報提供

出典：久慈市 地域にひ益する再生可能エネルギーの事業実施に関するガイドラインの策定

<https://www.city.kuji.iwate.jp/kurashi/kankyo/saise/saisei_energy_guideline.html>

2. 実行計画（地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項）

2-9. その他実行計画に関する留意点

2-9-1. 都道府県と市町村との調整

市町村は、その地方公共団体実行計画の策定に当たっては、都道府県の地方公共団体実行計画及び他の市町村の地方公共団体実行計画との整合性の確保を図るよう努めなければなりません。また、都道府県は、市町村に対し、地方公共団体実行計画の策定及びその円滑かつ確実な実施に関し必要な情報提供、助言その他の援助を行うよう努めるものとされています。

このため、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を地方公共団体実行計画に定める場合においても、当然、これらの規定に基づいて関係地方公共団体との調整を行うことが求められます。都道府県が環境配慮基準を定めていない場合においても、市町村が促進区域等を検討するに当たっては、上記の規定に照らし、都道府県との意見交換や調整を行うとともに、都道府県においても、積極的に市町村の計画策定について必要な情報提供、助言を行うことが求められます。

2-9-2. 区域施策編の作成・環境配慮基準の設定の有無に関する留意点

(1) 市町村に実行計画（区域施策編）がない場合

地球温暖化対策推進法では、市町村は地方公共団体実行計画の区域施策編を定める場合において、地域脱炭素化促進事業の促進に関する各種項目を定めるよう努めるものとされています。つまり、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項は区域施策編の下で定められるものであり、区域施策編が策定されていない場合、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めることはできません。このため、事業の認定を受けること、ワンストップ特例の適用を受けることも出来ません。

○改正地球温暖化対策推進法（令和3年5月）（抄）

（地方公共団体実行計画等）

第21条 1～4（略）

5 市町村は、地方公共団体実行計画において第三項各号に掲げる事項を定める場合においては、地域脱炭素化促進事業の促進に関する次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一～五（略）

2. 実行計画（地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項）

表 2-10 区域施策編作成・環境配慮基準設定の有無に対する留意点

	都道府県の環境配慮基準 設定済み	都道府県の環境配慮基準 未設定
区域施策編 作成済み	・ 都道府県の定める環境配慮基準に基づき、促進区域を設定	・ 国が定める環境配慮事項等を参照し、促進区域を設定（都道府県の意見を聞く）
区域施策編 未作成	・ 地域脱炭素化促進事業の促進に関する制度の適用はなし	

2-9-3. 地域脱炭素化促進事業の実施領域に関する留意点

事業者が行う再エネ設備の建設・運用等の事業は、複数の市町村に跨って行われる可能性があります。その場合、地域脱炭素化促進事業の認定を受けるためには、事業の実施領域が含まれる全ての市町村から認定を取得する必要があります。

特に地熱発電については、傾斜掘削により、再エネ設備の建設等が行われる市町村だけでなく隣の市町村の地下にまで及ぶことがあるため、地下の事業実施領域も含めて認定を取得する必要があります。

2-9-4. 区域施策編・促進区域の共同設定に関する留意点

区域施策編を複数の自治体で共同策定した場合、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項（促進区域の設定等）は、区域施策編を共同策定した複数自治体が共同で行うことも可能ですが、自治体ごとに個別に設定し、別の文書としてとりまとめることも可能です。ただし、その場合、促進区域等が示された当該文書において、共同で策定した区域施策編との関係性をしっかりと示しておく必要があります。区域施策編で定めた複数自治体共同の目標を達成すべく、自治体間で連携し、地域脱炭素化促進事業に関する情報共有がなされることが必要です。

また、その逆に、区域施策編を各市町村が単独で設定している場合においても、促進区域を複数自治体で共同して設定することも可能です。ただし、前述の通り、促進区域・地域脱炭素化促進事業は区域施策編の下で定められるものであるため、促進区域を共同で設定する自治体すべてが区域施策編を作成している必要があります。それぞれの自治体における区域施策編の目標や配慮事項について認識を共有し、綿密に連携を図りながら促進区域を設定することが必要です。

また、一市域を越えることが想定される再エネ事業を地域脱炭素化促進事業として促進する場合は、実行計画の共同策定により、市域をまたいだ促進区域の設定をすることも有効であると考えられます。この場合における事業認定や認定事業への指導については、促進区域を含む複数市町村が連携しながら取り組むことが重要です。

特に地熱発電については、傾斜掘削により、再エネ設備の建設等が行われる市町村だけで

2. 実行計画（地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項）

なく隣の市町村の地下にまで及ぶことがあるため、地下の事業実施領域も含めて認定を取得する必要があります。

2-9-5. 既存の再エネに関する条例との関係性の整理について

地方公共団体が独自に再エネに関する制限条例等を定めている場合、実行計画に位置づける促進区域等と、当該条例との関係を整理することが考えられます。

3. 農山漁村再エネ法の特例

本章では、農山漁村再エネ法の特例について解説します。

3.農山漁村再工ネ法の特例

3-1. 農山漁村再工ネ法の特例の内容

4. 地方公共団体実行計画協議会

本章では、地域脱炭素化促進事業の実施にあたり設置される地方公共団体事項計画協議会の概要と設置の背景を解説します。

また、実行計画協議会の構成、運用方法等について解説します。

4-1. 地方公共団体実行計画協議会

4-1-1. 地方公共団体実行計画協議会とは

改正地球温暖化対策推進法第 22 条において、都道府県及び市町村は、単独又は共同して地方公共団体実行計画協議会（以下、協議会）を設置することができるかとされています。

都道府県が地方公共団体実行計画において第二十一条第三項各号（温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策）に掲げる事項（第六項に規定する都道府県の基準を含む。）を定めようとする場合、又は市町村が地方公共団体実行計画において第二十一条第三項各号（温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策）若しくは第五項各号（地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項）に掲げる事項を定めようとする場合において、第二十二条第一項に規定する地方公共団体実行計画協議会が組織されているときは、当該都道府県又は市町村は、これらの事項について当該地方公共団体実行計画協議会における協議をしなければなりません。

また法第 22 条の 2 に基づき、地域脱炭素化促進事業を行おうとする者は、単独で又は共同して、地方公共団体実行計画協議会が組織されているときは当該地方公共団体実行計画協議会における協議を経て、地域脱炭素化促進事業計画を作成し、市町村の認定を申請することとされています。

地方公共団体実行計画協議会において協議が調った事項については、地方公共団体実行計画協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければなりません。また、地方公共団体実行計画協議会の運営に関し必要な事項は、地方公共団体実行計画協議会が定めることになっています。

都道府県及び市町村における協議会の設置は義務ではありませんが、実行計画の策定や促進事業の合意形成など、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させ、円滑な地域合意を図る観点から、有識者や地域の関係者等から構成される協議会を積極的に活用することが望まれます。

また、協議会は、実行計画（区域施策編）、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項（促進区域等）、都道府県の環境配慮の基準、地域脱炭素化促進事業計画といったように、複数の内容を協議することに注意が必要です。協議会で何を議論するかによって、合意形成を図っていくべき構成員等が異なることが考えられるため、運用上は役割に応じて協議会を複数設置することが望ましいです。【このような場合の協議会ごとの議論すべき事項については、別途追記予定】

なお、協議会の組織体については、既存の環境審議会等の組織を活用することも可能です。その際、当該審議会が、温対法に基づく地方公共団体実行計画協議会である旨整理し、対外的に説明できるようにしておくことが重要です。

4.地方公共団体実行計画協議会

表 4-1 協議会の役割【今後追記予定】

協議会の役割	概要
地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定	
地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項等（広域ゾーンニング型、公共施設・公有地型、地区・街区単位）	
都道府県の実環境配慮の基準	
地域脱炭素化促進事業における協議	

○改正地球温暖化対策推進法（令和3年5月）（抄）

（地方公共団体実行計画協議会）

第22条 地方公共団体実行計画を策定しようとする都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地方公共団体実行計画の策定及び実施に関し必要な協議を行うための協議会（以下「地方公共団体実行計画協議会」という。）を組織することができる。

2 地方公共団体実行計画協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 地方公共団体実行計画を策定しようとする都道府県及び市町村
- 二 関係行政機関、関係地方公共団体、第三十七条第一項に規定する地球温暖化防止活動推進員、第三十八条第一項に規定する地域地球温暖化防止活動推進センター、地域脱炭素化促進事業を行うと見込まれる者その他の事業者、住民その他の当該地域における地球温暖化対策の推進を図るために関係を有する者
- 三 学識経験者その他の当該都道府県及び市町村が必要と認める者

3 主務大臣は、地方公共団体実行計画の策定が円滑に行われるように、地方公共団体実行計画協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言、資料の提供その他の協力を行うことができる。

4 地方公共団体実行計画協議会において協議が調った事項については、地方公共団体実行計画協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、地方公共団体実行計画協議会の運営に関し必要な事項は、地方公共団体実行計画協議会が定める。

4-2. 協議会の構成員

改正地球温暖化対策推進法第22条第2項において、協議会は以下の構成員によって構成されることと示されています。

- ① 実行計画を策定しようとする都道府県及び市町村
- ② 関係行政機関
- ③ 関係地方公共団体
- ④ 第三十七条第一項に規定する地球温暖化防止活動推進員
- ⑤ 第三十八条第一項に規定する地球温暖化防止活動推進センター
- ⑥ 地域脱炭素化促進事業を行うと見込まれる者その他の事業者
- ⑦ 学識経験者その他の都道府県及び市町村が必要と認める者

上記に明示されている以外の構成員として、住民参加を求めることも重要です。

また、関係地方公共団体の参画を求めることは重要ですが、とりわけ複数の地方公共団体の行政区域をまたいだ促進区域の設定を行う必要がある場合には、近隣市町村と共同で協議会を設置、運営するとともに、都道府県の担当部局にも参加を求めることが重要であると考えられます。

個々の促進事業を巡る協議については、再生可能エネルギーの種類、事業の規模、事業が予定される地域の特性等を踏まえた構成員から組織することが考えられます。表4-3に、施設別に想定される協議会の構成員を例示します。なお、個別事業の性質等によってはこの限りではないため、地域の自然的社会的条件や事業の性質等を踏まえて適切な構成員を検討することが望まれます。

促進区域において事業を行おうとする事業者が、事業計画を策定する段階において協議会を活用する場合、ワンストップ手続きの対象となる法令の許認可権者である国や都道府県の担当部局が協議会に出席し、技術的知見の共有等を行うことにより、事業検討の早期の段階から、関係者における許認可制度に対する理解増進を図ることも考えられます。ただし、当該許認可権者はあくまで関係法令に基づいて同意する立場であることから、協議会の構成員としてではなく、オブザーバー等の立場から情報共有を行うといった役割にとどめておく必要があります。

4.地方公共団体実行計画協議会

表 4-2 協議会の役割

協議会の役割	構成員（例）（P）
地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定	地方公共団体内の関係部局 関係市町村 国等の関係機関（地方環境事務所等） 有識者 住民団体 産業団体（農林漁業、観光等）
地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項等（広域ゾーニング型、公共施設・公有地型、地区・街区単位）	地方公共団体内の関係部局（許認可権者を含む） 関係市町村 国等の関係機関（地方環境事務所等） 有識者 住民団体 産業団体（農林漁業、観光等） 環境保全団体 一般送配電事業者、その他電力事業者 金融機関 地域脱炭素化促進事業者（オブザーバー）
都道府県の環境配慮の基準	地方公共団体内の関係部局（許認可権者を含む） 関係市町村 国等の関係機関（地方環境事務所等） 有識者 住民団体 産業団体（農林漁業、観光等） 環境保全団体 一般送配電事業者、その他電力事業者 金融機関 地域脱炭素化促進事業者（オブザーバー）
地域脱炭素化促進事業における協議	地方公共団体内の関係部局（P、許認可権者を除く） 関係地方公共団体（P、許認可権者を除く） 国等の関係機関（地方環境事務所等）（P、許認可権者を除く） 有識者 地域脱炭素化促進事業者 地域脱炭素化促進事業の立地する地区の住民団体 先行利用者（農林漁業、観光等） 環境保全団体 許認可権者（オブザーバー、P）

このような協議会は再エネ種（電気・熱）によって構成員を変化させることも考えられます（表 4-3）。

4.地方公共団体実行計画協議会

表 4-3 施設別に想定される協議会の構成員

施設	想定される協議会の構成員（例）
再エネ全般	社会・経済、環境分野に係る有識者等
中小水力発電	従属元の水利権者（土地改良区、都道府県等）
地熱発電	地域の温泉組合や温泉事業者等
バイオマス発電	地域の林業従事者等
地中熱	自治体（地下水規制ある場合）、近隣住民、近隣事業者、インフラ事業者（電気・ガス・水道等）

4-3. 協議会の運用方法

4-3-1. 運営主体

協議会は、基本的には各地方公共団体において組織・運営することになります。ただし、既存の協議の枠組みの活用が効率的である場合には、既存の枠組みを利用して協議会を運営することもできます。

複数の地方公共団体が共同で協議会を設置することもできるため、都道府県や広域連携を活用して共同での組織・運営によって、協議会運営に係る負担を低減することが考えられます。

また、エネルギーの種別ごとに関係者が大きく異なることなどが想定されるため、協議会を親委員会として位置付け、その下に再エネの種類別に分科会を設けることで、個別の再エネに係る専門的な議論を分科会で実施し、当該再エネに係る促進区域の設定を分科会で実施するとともに、その結果を親委員会に報告し、親委員会において全体の実行計画を定めるといった運用も考えられます。

4-3-2. 協議会運営の方針

協議会の運営にあたっては、地域住民やその他利害関係者に対して、協議プロセスの透明性・公平性を確保することが重要であり、以下の観点に留意する必要があります。

(1) 協議会の公開の原則

協議会での資料については、協議会における議論の透明性、公平性の確保も重要であり、資料や議事録の公開は基本的に公開することが重要です。

また協議会は公開での開催、もしくは会議後に議事録を公開することにより、議論の透明性の確保に留意することが重要です。ただし、個別事業者もしくは個人の秘密に属する情報を取り扱う場合、希少な野生動植物の情報を取り扱う場合など、秘匿することが必要な情報については、一部非公開とするなど、慎重に取り扱う必要があります。

(2) 協議会の開催頻度【P】

促進事業の実施を検討する事業者に対して、協議会の開催スケジュールを事前に提示することは、事業の計画立案や事業の予見性確保の観点から重要です。例えば、一定期間内における協議会開催スケジュールを事前に公表し、事業者や地域住民その他の利害関係者に周知することが考えられます。その場合、次の協議会開催日までに個々の事業計画の提案等が無ければ開催をスキップするなど、柔軟な協議会運営によって運営業務に関する負担を

4.地方公共団体実行計画協議会

軽減することも考えられます。

開催のタイミングについては、策定時と、フォローアップのための定期的開催、そして事業の申請があった時の開催が想定されます。

(3) 協議会が定めること（例示）

協議会が定める事項としては、協議会の目的の明確化、会の構成員、役員、任期、事務局などを設定することが考えられます。

4-3-3. 協議会を設置しない場合の措置

協議会は「組織できる」と規定されており、必ず組織しないといけないものではなく、実行計画の策定及び実施や事業認定といった行為を協議会の存在無しで進めることは法令上可能となっています。

一方で、協議会は地域住民その他の利害関係者との円滑な合意形成を行う場として、また許可権者等の担当部局との情報共有の活用場として設置・活用することが可能となることから、可能な限り設置することが望ましいものです。

円滑に促進区域の設定を進める観点から、協議会を設置できない場合においても、地域住民その他関係者に対して、個別に、または幅広く情報共有を図り、意見交換を行うことにより、合意形成を図ることが重要です。

以下に想定される合意形成の方法を例示します。

- 地域住民にチラシや回覧板（地域の実情に応じて web サイトや SNS 等も積極的に活用）での周知
- ワークショップなどでの意見聴取をする手法
- 先行利用者や有識者、許認可権者などに個別にヒアリングを行う手法
- 事業者などに説明会などで促進区域の環境の保全に係るルールの考え方を説明する手法

4-4. 合意形成に係る留意事項

地域脱炭素化促進事業に係る「促進区域」・「地域の環境の保全のための取組」・「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」（以下「促進区域等」）の設定は、地域への再エネの導入拡大に向けて、円滑な合意形成を促すポジティブゾーニングの仕組みです。市町村が、国や都道府県が設定する環境保全に係る基準等を踏まえて、地域における合意形成を図りながら促進区域等を設定することにより、地域のオーナーシップの下、事業の候補地や調整が必要な課題の見える化、事業による地域へのメリット/デメリットに関する総合的な検討がなされることとなります。これにより、地域の環境に適切に配慮するとともに、地域に裨益する再生可能エネルギーの導入を促進することが期待されています。ここでは、本制度を進めていく上で特に重要である、地域における合意形成に関する留意事項について説明します。地域で合意形成を図っていくための手法は複数存在しますが、ここでは令和2年3月に環境省が作成した「風力発電に係る地方公共団体によるゾーニングマニュアル（第2版）」を参考に、いくつかの手法について紹介します。

(1) 関係者・関係機関の洗い出し

まず、合意形成を行う必要がある関係者・関係機関について洗い出しを行い、整理していく必要があります。大きく分けて、以下の2点が想定されます。

① 地方公共団体内における実施体制の整備（関係部署との連携）

地方公共団体内の連携として、地域全体のランドデザインを検討し、地球温暖化対策部局と環境保全部局と連携し、農林水産事業者等の先行利用者との関係が深い部署や、再エネの実施に係る許認可を所管している部署等、幅広く連携することが重要です。こうした連携をサポートするため、専門的知識や議論をとりまとめる技術を有する地域の専門機関、環境コンサルタント・調査会社、団体等と連携することも考えられます。

表 4-4 地方公共団体内の関係部局の例

所管		担当部局
事業推進		企業局、エネルギー部局、企業立地推進部局 等
環境影響評価		環境保全部局
許認可等	自然公園、自然環境保全地域、生息地等保護区、鳥獣保護区 等	環境保全部局
	保安林等	農林部局
	文化財	教育委員会（市町村・都道府県）
	景観形成区域	都市計画部局 等
	農用地区域、農地等	農林部局（市町村・都道府県・農業委員会）

4.地方公共団体実行計画協議会

所管		担当部局
	水質資源保護水面、漁業権設定区域	水産部局
	空港の制限表面	空港部局
地域振興、観光関連等		地域振興局、観光部局、世界遺産登録関係部局
河川、道路等		建設部局

注：担当部局欄において、（ ）で示す箇所以外は、都道府県を想定した部署等の分類を示す

② 調整が必要な関係者・関係機関

次に、意見等の調整が必要になる関係者・関係機関等を抽出する必要があります。関係者・関係機関の抽出に取りこぼしがあると、議論・検討が進んだ後に手戻りが生じることがあるため、幅広く抽出しておくことが肝要です。例えば、産業団体と合意ができていたとしても、団体に加盟していない関係者と調整が必要になる場合等が考えられます。景観や鳥類の渡り等のように広範囲に影響する環境要素や、複数の地方公共団体の関係者・関係機関が利用している区域がある場合については、近隣の地方公共団体との調整が必要になることもあります。

表 4-5 関係者・関係機関の例（風力の場合）

分野	関係者・関係機関	
法規制等	国	環境省 地方環境事務所 経済産業省 地方経済産業局 資源エネルギー部 総務省 地方総合通信局 文化庁 農林水産省 地方農政局 林野庁 森林管理局 森林管理署 水産庁 地方漁業調整事務所 国土交通省 地方整備局 港湾空港部（P） 気象庁 防衛省 防衛政策局運用政策課 等
	都道府県・市町村	（表 4-4 参照）
先行利用者	農業関係者・団体（農業者、農業協同組合、農業委員会 等）	
	林業関係者・団体（森林組合 等）	
	観光事業者（スカイスーツ等）・団体 等 （商工会、観光協会 等）	
環境保全等に関する対象等	環境保全団体、環境保護団体、景観まちづくり団体	
地域住民等	地域住民、地域住民団体、地域住民組織、地方公共団体議会議員、別荘の所有者	
有識者、専門家、学芸員、	以下の分野の有識者等 環境政策（ゾーニング、環境法令・制度、環境社会学、再生可能エネルギー	

4.地方公共団体実行計画協議会

分野	関係者・関係機関
試験研究機関	等)、合意形成、生活環境（騒音、風車の影等）、自然環境（景観、鳥類、その他生物、生態系、自然保護全般等）、風力発電
事業者	事業者団体、地元風力発電関連産業業者
電力関係	一般送配電事業者、その他電気事業者
金融機関	大手銀行、地方銀行等
関係市町村	隣接する地方公共団体

(2) 住民・先行利用者等の理解醸成方法の検討

それぞれの関係者・関係機関との意見調整方法を検討します。抽出した対象の特性や、地域性に応じ、適切な方法を選定する必要があります。

多様な主体が関与する場合の合意形成の手法としては、協議会等の設置が有効です。そのメンバーや構造（下部組織に分科会やワーキンググループ（WG）を設ける場合等）、運営方法についての検討も加え、地域や関係者・関係機関の特性に合う方法を採用します。なお、協議会等の関係者・関係機関が一堂に会する場での議論に適切でない秘匿性の高い情報等を扱う場合等は、慎重に取り扱うこととし、また、協議会で議論する以外の手法としては、有識者等ヒアリング、地域関係者等を対象とした個別ヒアリング・調整も有効です。その他、広く地域の情報を収集する必要がある場合は、アンケート調査を行う等、地域の受容性を高めるために、状況に応じた有効な手法を検討する場合があります。また、調整を行う時期（段階）、対象や方法毎の調整順序等も検討する必要があります。いずれの方法であっても、促進区域設定に係る仕組みを初めて知る関係者・関係機関も多いことから、分かりやすい資料を作成することが重要です。

意見の調整については、多様な関係者・関係機関と行うことにはなりますが、意見は、環境影響や関係者の生活・生業への影響の大きさ等を勘案して取り扱うことも考えられます。

また、関係法令による各種制度との整合を図る必要があるため、円滑に合意形成を進めるためには、所管部局に早期に個別ヒアリング・調整することが必要です。また、協議会等へオブザーバーの参画についても依頼することが考えられます。

なお、協議会を設置できない場合においても、地域住民その他関係者に対して、個別に、または幅広く情報共有を図り、意見交換を行うことにより、合意形成を図ることが重要です。以下に想定される合意形成の方法を例示します。

- 地域住民にチラシや回覧板（地域の実情に応じて web サイトや SNS 等も積極的に活用）での周知
- ワークショップなどでの意見聴取をする手法
- 先行利用者や有識者、許認可権者などに個別にヒアリングを行う手法
- 事業者などに説明会などで促進区域の環境の保全に係るルールを考え方を説明する手法

4.地方公共団体実行計画協議会

表 4-6 住民・先行利用者等の理解醸成方法の例と概要

方法	概要・特徴	事例
1：協議会等	多様な主体が集まり、一つのテーマについて議論することから、情報共有、意見聴取、合意形成の場として有効である。	北海道石狩市 岐阜県可児市
2：個別ヒアリング・調整	住民や環境保全団体、先行利用者等に個別に情報共有及び意見聴取する手法として用いられる。多くの主体と協議する必要がなく、個別調整する事項、一定の時間を確保して個別に掘り下げて聞き取りを行いたい場合は有効である。	北海道石狩市
3：有識者等ヒアリング	有識者等に専門的見地からの助言や情報提供を得るため、一定の時間を確保して個別に掘り下げて聞き取りを行いたい場合は有効である。	北海道石狩市（作業部会）
4：説明会	対象が広範・多数に及ぶ場合の情報提供や意見聴取の手法として有効である。	秋田県にかほ市 静岡県浜松市
5：アンケート	ある特定の対象（住民、事業者、先行利用者等）に広く意見聴取をする手法として用いられる。	北海道石狩市
6：パブリックコメント	住民や事業者等の幅広い関係者・関係機関から広く意見聴取する手法として用いられる。	長崎県西海市
7：勉強会・ワークショップ	関係者・関係機関が再エネ等になじみがない場合、勉強会等の開催により関係者・関係機関の理解を深めることができる。ワークショップでは、少人数のグループ毎にあるテーマで意見を出し合い、多様な立場の方と議論を重ねていくことで、理解を深めたり、方向性を定めたりすることができる。	長崎県西海市 北海道八雲町
8：普及啓発イベント	協議会等構成メンバー以外にも、広く地域住民、先行利用者等を対象にしたい場合に有効。子供も含めた若年層も対象に行いやすい。	宮城県 北海道八雲町 福岡県北九州市
9：JFF（Joint Fact Findings：共同事実確認方式）	地域や全国で活動する環境保全団体等と連携し、調査・分析・評価を行う方法。既存情報の収集に加え、地方公共団体が追加的な現地調査を行う場合に有効。	-
10：他地域との交流・現地視察	実際に発電設備が導入されている地域を訪問し、稼働している施設の視察や、地域との関わり等について現地の関係者・関係機関と意見交換を行うことにより、参加者の理解を深め、その後の調整・協議の円滑化が期待できる。	宮城県

4.地方公共団体実行計画協議会

【秋田県にかほ市における取組】

○住民との意見交換会

開催日：2019（令和元）年7月6日（土） 13時～17時

開催場所：にかほ市総合福祉交流センター

内容：

第1部 事業説明会

概要 ゾーニング事業についての説明、風力発電に関する情報提供

第2部 ワークショップ（グループトーク）

概要 第1部参加者が風力発電について、ゾーニング実証事業についての疑問点や期待、懸念について議論

参加人数：第1部 約40人

第2部 約20人

開催結果：第2部の意見交換会において、風力発電施設を建てても良い場所、建ててほしくない場所を住民から聞き取った結果、住宅や学校、病院等から離隔を取ることで、景観についての意見が多く出た。また、今後地域で風力発電を導入していくに当たって、どのような点について検討が必要なのか、地域にとってのメリットは何か等についての意見が出た。

出典：「風力発電に係るゾーニング事業住民説明会のご案内」

秋田県にかほ市ホームページ（出典URL：

<https://www.city.nikaho.akita.jp/administration/detail.html?id=3053>）

図 4-1 説明会等の開催事例

参考：アンケート調査の例

【北海道石狩市におけるアンケート調査】

○趣旨
再生可能エネルギーや風力発電に関する市民感覚や風力発電の設置計画の認識状況、また、守りたい自然環境や景観等の地域環境情報等に関する意見を収集した。

○実施概要
対象：無作為に抽出した市民1,000名
実施時期：2017(平成29)年12月22日
～2018(平成30)年1月26日（回収率25.9%）

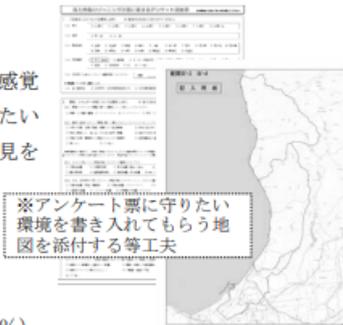


図 4-2 アンケート調査事例

5. 地域脱炭素化促進事業計画の認定

本章では、地域脱炭素化促進事業の計画が民間事業者等から持ち込まれた際に対応するに当たって、その内容や認定基準、協議手続きについて説明します。

5.地域脱炭素化促進事業計画の認定

5-1. 地域脱炭素化促進事業計画の事前手続き

地域脱炭素化促進事業を行おうとする事業者は、地域脱炭素化促進事業認定申請の前に、協議会が設立されている場合は協議会に事業計画を協議することとしています。

なお、協議会を定期開催とすると、事業者の事業スケジュールが当該タイミングに律速される懸念があります。このため、事業の申請のタイミングに応じて、協議会を開催できるような仕組みとしておくことが必要です。

5.地域脱炭素化促進事業計画の認定

5-2. 事業計画の内容

改正地球温暖化対策推進法第 22 条の 2 及び各省令に基づいて、地域脱炭素化促進事業計画が提出された場合には、市町村は以下の項目について記載されているかを確認してください。

市町村は、地域脱炭素化促進事業計画の申請の受付に当たり、認定申請のあった地域脱炭素化促進事業計画の内容や添付書類等の記載漏れ、不足等がないよう確認する必要があります。

また、市町村は地域脱炭素化促進事業計画の認定の申請の受付からその後の審査等の手続を迅速に処理するよう心がけることが重要であるほか、認定の申請から認定までの経緯を時系列に記録に残しておくことが望ましいと考えられます。

表 5-1 地域脱炭素化促進事業計画に記載すべき内容

項目	
改正地球温暖化対策推進法に規定される項目	申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
	地域脱炭素化促進事業の目標（温室効果ガスの排出削減量に関する目標を含む）
	地域脱炭素化促進事業の実施期間
	地域脱炭素化促進施設の種類、規模、その他の整備の内容
	促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組の内容
	施設整備の場所
	事業資金の金額及びその調達先
	地域の環境の保全のための取組
	地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組
	その他環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める事項（下記参照）

○地域脱炭素化促進事業の認定申請に関する省令案のイメージ

（地域脱炭素化促進事業計画の記載事項）

法第 22 条の 2 第 2 項第 9 号の規定に基づき、地域脱炭素化促進事業計画の記載事項として、整備をしようとする地域脱炭素化促進施設等の使用期間、地域脱炭素化促進施設等及びその撤去及び原状回復に関する事項を定める。

加えて、地域脱炭素化促進事業計画に温泉法等の許可等を受けなければならない行為を記載する場合は、それぞれの許可等に必要以下の事項を記載することを定める。

- ①温泉法施行規則第 1 条第 1 項第 3 号以降の各号に掲げる事項に相当するもの
- ②温泉法施行規則第 6 条第 1 項第 3 号以降の各号に掲げる事項に相当するもの

5.地域脱炭素化促進事業計画の認定

- ③昭和 37 年農林省告示第 851 号における森林法施行規則第 4 条の申請書の様式の記載事項に相当するもの
- ④森林法施行令第 4 条の 2 第 1 項各号又は第 2 項各号に掲げる事項及び森林法施行規則第 58 号各号に掲げる事項に相当するもの
- ⑤昭和 37 年農林省告示第 851 号における森林法施行規則第 61 条の申請書の様式の記載事項に相当するもの
- ⑥農地法施行規則第 31 条第 1 項第 2 号、第 4 号、第 6 号及び第 7 号に掲げる事項に相当するもの
- ⑦農地法施行規則第 57 条の 5 各号に掲げる事項に相当するもの
- ⑧自然公園法施行規則第 10 条第 1 項第 2 号及び第 4 号以降の各号に掲げる事項に相当するもの
- ⑨廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 5 条の 5 の 5 第 1 項第 3 号八、第 4 号及び第 5 号に掲げる事項に相当するもの
- ⑩廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 11 の 5 第 1 項第 3 号八、第 4 号及び第 5 号に掲げる事項に相当するもの
- ⑪廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 36 第 1 項各号に掲げる事項に相当するもの

5-3. 事業計画の認定基準

改正地球温暖化対策推進法第 22 条の 2 において、市町村は、事業者から提出された地域脱炭素化促進事業計画について、以下の要件を確認する必要があると定められています。

＜地域脱炭素化促進事業計画の認定要件＞

- 地域脱炭素化促進事業計画の内容が、実行計画（区域施策編）に適合するものであること
- 地域脱炭素化促進事業計画に記載された地域脱炭素化促進事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること
- その他環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める基準に適合するものであること

(1) 地域脱炭素化促進事業計画の内容が、実行計画（区域施策編）に適合するものであること

市町村は、事業者から提出された地域脱炭素化促進事業計画について、表 5-2 に示した記載すべき内容が抜け漏れなく記載されているか、また実行計画（区域施策編）に定める地域の環境配慮事項や、促進区域内における地域の環境の保全のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組の要件に沿った内容が記載されているか、確認すべきです。

表 5-2 に、事業計画において確認すべき事項と、そのポイントを例示します。

表 5-2 認定の際に確認すべき事項

確認事項	ポイント
地域脱炭素化促進施設の種類、規模、その他の整備の内容	実行計画に定めた促進区域において、整備する脱炭素化促進施設の種類、規模、その他の整備内容と対応しているかを確認。
促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組の内容	事業計画に記載されている内容が、地域の脱炭素化のための取組に対応しているかを確認。
施設整備の場所	実行計画に定めた促進区域内の中に地下部も含めてあるかを確認。
地域の環境の保全のための取組	実行計画に定めた地域の環境の保全のための取組の要件と対応しているかを確認。
地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組	実行計画に定めた地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組と対応しているかを確認。

5.地域脱炭素化促進事業計画の認定

(2) 地域脱炭素化促進事業計画に記載された地域脱炭素化促進事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること

【今後追記予定】

(3) その他環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める基準に適合するものであること

○地域脱炭素化促進事業の認定申請に関する省令案のイメージ

(地域脱炭素化促進事業計画の認定基準)

法第22条の2第3項第3号の規定に基づき、地域脱炭素化促進事業計画の認定基準として、以下に掲げる事項を定める。

①再生可能エネルギー発電設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路と電氣的に接続する場合にあっては、当該接続について電気事業者の同意を得ていること

②地域脱炭素化促進施設等を設置する場所について所有権等が認められること

③地域脱炭素化促進事業を円滑かつ確実に実施するために必要な関係法令の規定を遵守するものであること

④地域脱炭素化促進施設を適切に保守点検及び維持管理するため、柵又は塀の設置その他の必要な体制を整備し、実施するものであること

⑤地域脱炭素化促進施設には、その外部から見やすいように、当該認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を行おうとする者の氏名又は名称その他の事項について記載した標識を掲げるものであること

⑥地域脱炭素化促進施設等の廃棄その他の当該認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を廃止する際の地域脱炭素化促進施設等の取扱いに関する計画が適切であること

⑦地域脱炭素化促進事業を営むに当たって、関係法令の規定を遵守するものであること

⑧ 認定の申請に係る書類に虚偽の記載がないこと

※環境影響評価法の配慮書特例に係るものについては要調整 (P)

5-4. 事業計画に係る関係行政機関との協議手続

5-4-1. 事業計画の認定業務について

(1) 許認可等権者（都道府県・国）に対する協議

事業者から地域脱炭素化促進事業計画が提出され、計画中に記載された事業が地球温暖化対策推進法第22条の2第4項各号に規定された行為に該当する場合は、当該行為に関する法令を所管している許可等権者に対して、その同意を得る必要があります。

○改正地球温暖化対策推進法（令和3年5月）（抄）

第22条の2 第4項

計画策定市町村は、前項の認定をしようとする場合において、その申請に係る地域脱炭素化促進事業計画に記載された第二項四号の整備又は同項第五号の取組に係る行為が次の各号に掲げる行為のいずれかに該当するときは、当該地域脱炭素化促進事業計画について、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議し、その同意を得なければならない。

表 5-3 都道府県・国に対して協議が必要な許認可等手続の概要（22条の2各号）

地域脱炭素化促進事業の類型	対象となる行為	関係法令	許可等権者
地熱発電、地熱利用（温泉熱を含む）	温泉を湧出させる目的での土地の掘削	温泉法 第三条第一項	都道府県知事の許可
	湧出路の増掘等	温泉法 第十条第一項	
太陽光発電、バイオマス発電等	民有林・保安林における土地形質変更等の開発	森林法 第十条の二第一項	都道府県知事の許可
太陽光発電、風力発電等	農地の転用、農用地（農地、採草放牧地）の所有権等の移転	農地法 第四条第一項・第五条第一項	都道府県知事等の許可
地熱発電、太陽光発電、風力発電、水力発電等	国立公園・国定公園内における工作物の新築、土地の形状変更等の開発行為等	自然公園法 第二十条第三項・第三十三条第一項	環境大臣（国立公園）、都道府県知事（国定公園）の許可※特別地域における行為の場合又は届出※普通地域における行為の場合
水力発電	水利使用のために取水した流水を利用する発電	河川法 第二十三条の二	河川管理者※への登録 ※国交大臣、都道府県知事又は指定都市の長

5.地域脱炭素化促進事業計画の認定

地域脱炭素化促進事業の類型	対象となる行為	関係法令	許可等権者
	(従属発電)のための流水の占有		
太陽光発電、廃棄物発電、廃棄物熱利用	廃棄物処理施設における熱回収施設の設置	廃棄物処理法 第九条の二の四第一項	都道府県知事等の認定 ※任意で熱回収認定を受けることができる。
	指定区域内(処分場跡地)における土地形質変更	廃棄物処理法 第十五条の十九第一項	都道府県知事等への届出

(2) 事前相談の取扱いについて【今後追記】

5-5. 事業計画の認定後の通知・公表手続

改正地球温暖化対策推進法第22条の2第17項において、計画策定市町村が地域脱炭素化促進事業計画を認定したときは、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に対し、速やかに、その旨の通知をするともに、当該認定に係る地域脱炭素化促進事業計画に記載された事項のうち、環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定めるものを公表するものとされています。

計画策定市町村は、地域脱炭素化促進事業計画を認定したときは、認定地域脱炭素化促進事業者に対して、様式例〇を参考として、書面により通知するものとします。また、認定をしない場合においても様式例〇を参考として、その理由を明記したうえで、書面により通知することが望ましいと考えられます。

〇地域脱炭素化促進事業の認定申請に関する省令案のイメージ

(地域脱炭素化促進事業計画の認定の公表事項)

法第22条の2第17項の規定に基づき、地域脱炭素化促進事業計画の認定の公表事項として、以下のものを定める。

①地域脱炭素化促進事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

②地域脱炭素化促進事業の目標（温室効果ガスの排出の量の削減等に関する目標を含む。）

③地域脱炭素化促進事業の実施期間

④整備を行う地域脱炭素化促進施設の種類及び規模その他の当該地域脱炭素化促進施設の整備の内容

⑤上記整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組の内容

⑥上記整備及び取組の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積又は水域の範囲

⑦上記整備と併せて実施する地域の環境の保全のための取組並びに地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組に関する事項

また、地域脱炭素化促進事業計画を認定した市町村は、地域脱炭素化促進事業計画のうち上記に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとするを定める。

5-6. その他の留意事項

地域脱炭素化促進事業計画の認定手続きは、本来は事業者自らが行うべき法令等に関する許可申請手続きをワンストップ化して市町村が代わりに行うことにより、事業者の様々な事務に要する手間の削減や期間の短縮等を目的として設けられているものです。市町村は、この点について留意して事務に当たって頂くことが望ましいと考えられます。

以下、地方公共団体ごとの実施事項等について、説明していきます。

(1) 市町村における体制等

市町村の窓口のワンストップ化にあたって、担当部署については、各市町村の組織体制に応じて、それぞれの市町村で決めていただくこととなります。

例えば、「①再生可能エネルギーの専任の部署がある場合」にはその部署が、「②専任の部署がない場合」には、農林地や漁港等の利用調整に関する知見があり、農林水産業を担当する部署が中心となって、環境政策やエネルギー政策を担当する部署や企画・総務を担当する部署等と共同で、この法律の事務を担っていただくことが考えられます。

(2) 都道府県における体制等

市町村の認定事務の負担の軽減を図る観点から、市町村からの協議に際しては、都道府県としての窓口を一本化して対応するか、ワンストップ特例に関する関係法令について問合せ先のリストを整理して市町村に配布していただくことが望ましいと考えられます。

上記に加えて、都道府県が許可権等を有する規制・制度であって地域脱炭素化促進事業の導入に関連するものについて市町村に情報提供行っていたいただくことも望ましいと考えられます。

6. 地域脱炭素化促進事業者の変更・取消し

本章では、地域脱炭素化促進事業者の変更・取消しについて解説します。

6.地域脱炭素化促進事業者の変更・取消し

6-1. 地域脱炭素化促進事業の変更・認定手続きフローについて

改正地球温暖化対策推進法第 22 条の 3 において、地域脱炭素化促進事業の認定を受けた事業者が、事業計画を変更しようとする場合は、協議会における協議を経て、市町村の認定を受ける必要があると示されています。

また、事業計画の変更の認定の申請を行う場合は省令で定める書類及び図面の提出が必要となります。

○地域脱炭素化促進事業の認定申請に関する省令案のイメージ

(地域脱炭素化促進事業計画の変更の認定の申請)

法第 22 条の 3 第 1 項柱書の規定に基づき、地域脱炭素化促進事業計画の変更の認定に用いる様式を定める。また、申請書には、地域脱炭素化促進事業計画に従って行われる取組の実施状況を記載した書類及び省令第 2 条第 2 項各号に掲げる書類を添付することを求める旨を定める。

ここで事業計画の変更等手続きフロー図を、図 6-1 に示します。事業計画の変更等は大きく 2 つに区分されます。

6.地域脱炭素化促進事業者の変更・取消し

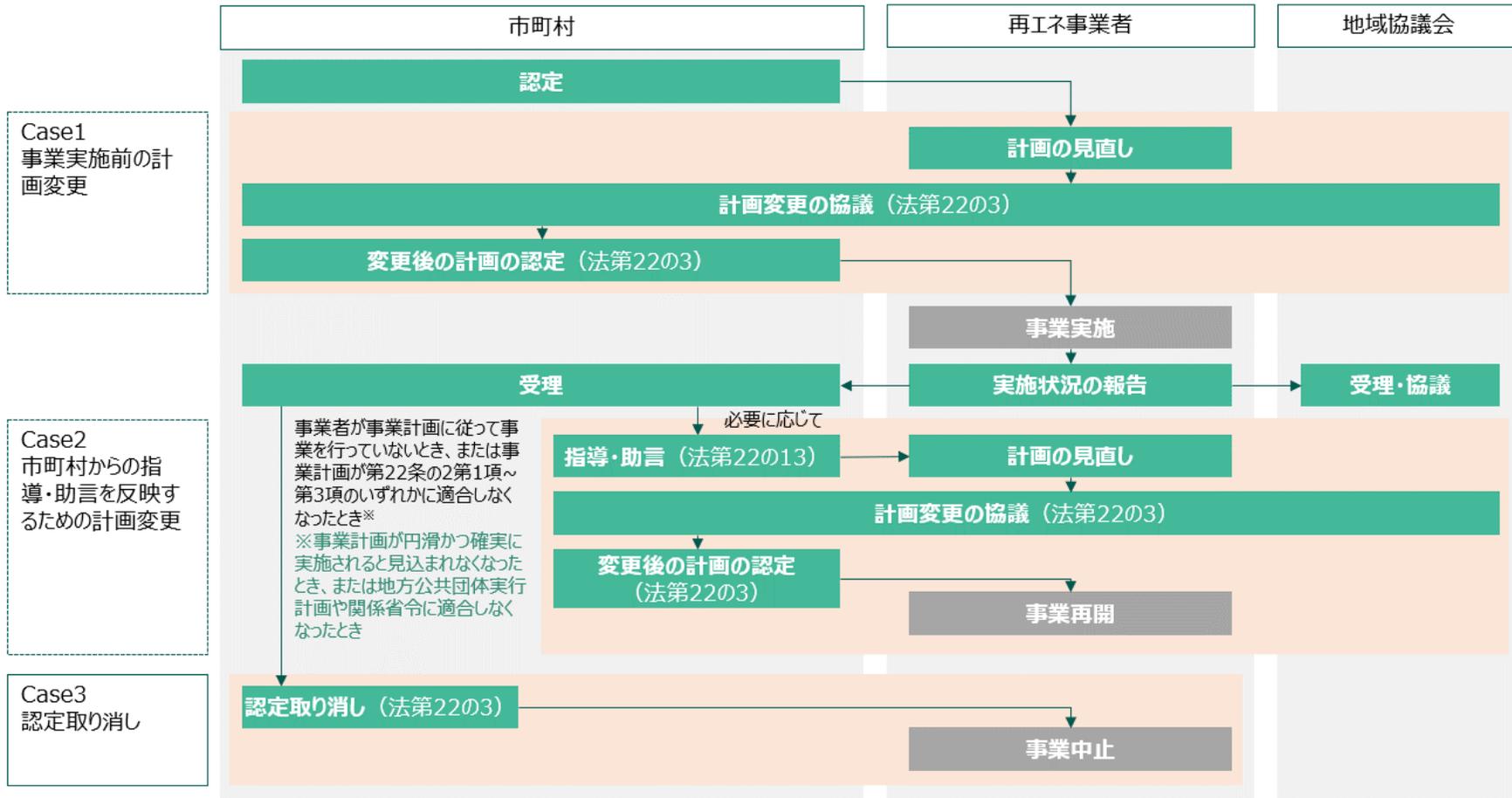


図 6-1 事業変更等の手続きフロー図

6.地域脱炭素化促進事業者の変更・取消し

(1) 事業実施前の計画変更

協議会等における協議を経て、市町村が地域脱炭素化促進事業計画に認定を与えた後、認定事業者において計画変更をしようとする場合、法第 22 条の 3 に基づき変更後の事業計画を再度協議会に諮る必要があります。

変更後の事業計画が認定基準に適合する場合は、市町村は事業計画を認定する必要があります。

(2) 市町村からの指導・助言を反映するための計画変更

事業計画の認定を受けた事業者が、脱炭素化促進事業計画に基づいて促進事業を実施した後、市町村は事業者から事業の実施状況の報告を求めることができます。また、第 22 条の 13 に基づき、市町村は事業者に対し、事業計画に従って実施される取組の確実な実施に必要な指導及び助言を行うことと示されています。市町村からの指導及び助言の実施が想定される場合として、①事業計画が円滑かつ確実に実行されると見込まれなくなった場合、又は②地方公共団体実行計画や関係省令に適合しなくなった場合が考えられます。

市町村からの指導・助言に基づいて、事業者において地域脱炭素化促進事業計画の変更の必要があると認められる場合には、法第 22 条の 3 に基づき変更後の事業計画を再度協議会に諮る必要があります。

協議会における協議を経て、変更後の事業計画が「地域脱炭素化促進事業の認定」に記載した認定基準に適合する場合は、市町村は事業計画を認定し、当該地域脱炭素化促進事業が再開されることとなります。

地域脱炭素化促進事業者が、その事業を認定地域脱炭素事業計画に従って実施されていないと認められた場合、市町村は当該認定を取り消すことができるとされています。当該事業者の事業実施状況の把握のための報告徴収や、必要に応じて、当該事業者に適切に事業を行わせるよう、必要な指導及び助言を行えるようにする必要があります。そのため、市町村が不適切な認定地域脱炭素化促進事業者に指導ができます。ただし、指導・助言に認定地域脱炭素化促進事業者に従わない場合は認定を取消すことも検討します。

6-2. 他制度における変更手続きとの整合性

6-3. 取り消し基準

改正地球温暖化対策推進法第 22 条の 3 に基づき、以下の項目のいずれかに該当すると認められる場合、市町村は、地域脱炭素化促進事業の認定を取り消すことができると定められています。

<地域脱炭素化促進事業の認定取消しの要件>

- 地域脱炭素化促進事業者が、地域脱炭素化促進事業計画に従って地域脱炭素化促進事業を行っていないとき
- 地域脱炭素化促進事業計画の内容が地方公共団体実行計画に適合しないものとなったとき
- 地域脱炭素化促進事業計画に記載された内容が、円滑かつ確実に実施される見込みがなくなったとき
- 環境省令第四条、第五条で定める基準に適合するものではなくなったとき

地域脱炭素化促進事業計画に記載された地域の環境の保全のための取組や地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組が十分に実施していないと認められる場合や、事業計画に故意または重大な過失により虚偽の記載が行われた場合をはじめ、事業計画の確実な実施が見込まれないなどの場合により認定の根拠が失われたと認められる場合には、市町村は地域脱炭素化促進事業計画の認定を取り消すことができます。

具体的には以下のポイントを踏まえることが重要です。

表 6-1 事業認定の取消しに関わる事項とそのポイント【P】

確認項目	判断のポイント
施設整備の場所	促進区域内で事業が行われていないと確認できた場合
事業資金の金額及びその調達先	当初想定されていた資金調達手法の目途が立たず、円滑な事業の実施が困難と判断された場合
地域の環境の保全のための取組	事業計画に記載された取組み内容を十分実施していない場合
地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組	
各施設に係る関係法令の遵守に関する事項	事業者の故意又は重大な過失によって関係法令の違反が認められた場合

6.地域脱炭素化促進事業者の変更・取消し

6-3-1. 取り消し時の措置

改正地球温暖化対策推進法第 22 条の 3 に基づき、地方公共団体は、地域脱炭素化促進事業計画の認定の取消を行ったとき、その旨を関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に通知し、認定取り消しを公表する必要があります。

認定の取消を受けた事業者及び事業計画は、協議会等において、地域住民その他の利害関係者との合意形成や情報共有を行った上で事業計画の認定を受けていることから、地域住民その他の利害関係者及び協議会に参加した構成員に対して、認定取り消しの理由と併せてその旨を公表・通知することが考えられます。

7. 地域脱炭素化促進事業計画の認定の特例

本章では、地方公共団体による地域脱炭素化促進事業計画の認定の場合に利用できる特例について解説します。

7.地域脱炭素化促進事業計画の認定の特例

改正温暖化対策推進法では、地方公共団体が地域脱炭素化促進事業計画の作成を行い、協議会の協議を経て、市町村が認定を行った場合、地域脱炭素化促進事業における認定の特例を認めています。

通常の事業において事業認定・ワンストップ特例等を受けようとする場合、協議会における地域脱炭素化促進事業計画に関する協議を経て、計画策定市町村の認定を受けることが求められます。しかし、地方公共団体が、単独で又は当該地方公共団体以外のものと共同して地域脱炭素化促進事業計画を作成し、又は変更しようとするときは、当該地方公共団体と計画策定市町村の長と協議し、その協議が整理することをもって、認定がなされたものとみなされます。

○改正地球温暖化対策推進法（令和3年5月）（抄）

（地域脱炭素化促進事業計画の認定の特例）

第22条の4

地方公共団体が、単独で又は当該地方公共団体以外の者と共同して、地域脱炭素化促進事業計画を作成し、又は変更しようとするときは、第22条の2第1項又は前条第1項の規定にかかわらず、当該地域脱炭素化促進事業計画について当該地方公共団体が計画策定市町村の長と協議し、その協議が成立することをもって、第22条の2第3項又は前条第1項の認定があったものとみなす。

2（略）

8. 認定事業に対する特例

本章では、地域脱炭素化促進事業計画の認定を受けることにより利用可能となる特例（温泉法、森林法、農地法、自然公園法、河川法、廃掃法、環境影響評価法）について解説します。

8-1. 温泉法に関する特例

8-2. 森林法に関する特例

8-3. 農地法に関する特例

8-4. 自然公園法に関する特例

8-5. 河川法に関する特例について

8-6. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関する特例について

8-7. 環境影響評価法との関係性について

9. 市町村による報告の徴収、指導、助言

本章では、市町村が地域脱炭素化促進事業に対して行うことができる報告の徴収、指導、助言について解説します。

9-1. 報告の徴収、指導及び助言

9-1-1. 市町村による報告の徴収

市町村は、事業計画の認定後に計画の履行状況をモニタリングし、地域脱炭素化促進事業が実行計画の記載内容に従い、事業計画に記載された内容が円滑かつ適確に実施されていることを確認することが重要です。

改正地球温暖化対策推進法第22条の14において、市町村は、認定事業者に対して取組の実施状況について報告を求めることができると定められています。この際に、事業者に定期的な報告を実施させるなど、市町村が継続的に取組状況のモニタリングを実施できる報告制度や報告様式を定めておくことが考えられます。またこのような継続的なモニタリングが実施できない場合においても、市町村の求めに応じて、認定事業者に必要な情報を提出・報告させることを、事業計画の要件に位置付けることも考えられます。

9-1-2. 市町村による指導及び助言

市町村は、認定計画事業者の促進事業の実施状況について確認を随時行い、その把握を行うものとしします。また、認定計画事業者が事業計画に従って地域脱炭素化促進施設、地域脱炭素化促進施設と一体的に実施される地域の脱炭素化のための取組、地域の環境の保全のための取組または地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組が十分に実施されていないと認められる場合には、市町村はその理由を聴取し、認定事業計画に基づいて取組を実施するように指導を行うものとしします。

また必要に応じて、市町村は、協議会の構成員となっている有識者等の知見等を活用した助言を行い、認定事業計画の確実な実施の確保に努めるべきです。

10. 地域脱炭素化促進事業計画の作成【事業者様向け】

本章では、地域脱炭素化促進事業に取り組もうとする再生可能エネルギー発電事業者向けに計画の作成や特例、事業計画の変更について解説します。

10.地域脱炭素化促進事業計画の作成【事業者様向け】

10-1. 地域脱炭素化促進事業計画の様式の解説

10-2. 認定事業計画に対する特例の解説

10-3. 事業計画の変更

11. 付録

11-1. 事務フロー図

11-2. チェックリスト

11-3. 様式集

11-4. Q&A集

11-5. 関係法令リスト